

特許庁委託事業

**香港知財取引調査
(技術取引・共同研究編)
報告書**

2025年9月

独立行政法人 日本貿易振興機構

香港事務所

(知的財産部)

目次

第1章：契約前段階 - 技術取引にとって魅力的なビジネス環境としての香港.....	4
セクション1：技術取引における香港の強み.....	4
1. 国際的なイノベーション・テクノロジーハブへの発展に対する中華人民共和国の支援.....	4
2. 経済的自由と自由貿易.....	4
3. インフラと地理的優位性.....	5
4. 金融統合.....	5
5. 堅牢な法律・紛争解決サービス.....	6
6. 研究開発(R&D)における強み.....	7
セクション2：技術取引に関する香港の法的環境.....	9
1. はじめに.....	9
2. IPRを保護する国際協定.....	9
3. 現地法.....	11
4. 香港税関.....	15
5. 香港の法制度の長所と利点.....	15
セクション3：日本企業の潜在的なパートナー.....	17
セクション4：IP取引プラットフォーム.....	20
セクション5：香港市場に参入する前に考慮すべきIP関連のポイント.....	24
1. 特許と意匠保護 - いつ保護を申請すべきか？.....	24
2. 著作権保護 - 事前にどのように準備すべきか？.....	24
3. 秘密保持契約.....	25
4. 商標 - 登録にとって重要な区分はどれか？.....	25
5. 会社設立と会社名の保護.....	26
6. ショーケースや見本市に参加する際の注意点.....	28
7. 香港では2種類の標準特許出願手続きを提供している.....	29
第2章 契約の交渉と締結.....	31
セクション1 交渉から締結までの基本手順.....	31
セクション2：契約前のデューデリジェンス.....	34

はじめに	34
デューデリジェンスにはどれくらい時間がかかる？	35
デューデリジェンス・サービス・プロバイダ	35
セクション3：契約に関する重要点(交渉の要点)	36
1. 主要な条項と一般的な紛争	36
2. 日本と香港の契約慣習の違い	44
3. 日本法準拠契約と香港法準拠契約の違い	45
4. 技術取引契約のパートナーとの一般的な紛争の種類と対策	46
第3章 契約後段階	48
セクション1：品質管理	48
セクション2：紛争解決方法	51
付録	52
サンプル契約#1：秘密保持契約書(NDA)	53
サンプル契約#2：概念実証(PoC)	66
サンプル契約#3：共同研究開発契約	79
サンプル契約#4：ライセンス契約	92
サンプル契約#5：技術譲渡	107
サンプル契約#6：AI およびソフトウェアの使用契約	115

第1章：契約前段階 – 技術取引にとって魅力的なビジネス環境としての香港

セクション1：技術取引における香港の強み

1. 国際的なイノベーション・テクノロジーハブへの発展に対する中華人民共和国の支援

香港は、中華人民共和国（「中国」）の特別行政区として、中国と香港の両方で制定された有利な政策を享受する。

2021年、中国中央政府は、香港の国際的なイノベーション・テクノロジーハブへの発展に対する支援を初めて表明した、第14次五カ年計画を発表した。

さらに、2025年3月に開幕した第14次全国人民代表大会第3回会議で、行政長官のジョン・リーは、「香港政府は革新的な考え方で北部都会区と河套深セン・香港科学技術イノベーション協力区の発展を進め、国際イノベーション・テクノロジーセンターの開発を加速させる」と発表した。

香港が国際的なイノベーション・テクノロジーハブへと発展できるのは、中国と世界の両方の利点が収束する世界で唯一の都市という独自の立場にあるからだ。

「一国二制度」の原則の下、香港は経済、貿易、金融、通貨に関して高度な自治を維持しており、これは香港が国際金融センターとしての地位の礎となっている。香港基本法は、自由港、独立関税地域、司法独立、物品と資本の自由移動、低税率体制の維持など、香港での事業活動に多くの利点を与え、保証している。基本法では、香港は「中国香港」の名称を用いて、国際機関および国際貿易協定に独自に参加できるとも規定されている。

香港が中国の一部であることの利点を享受しながら、同時に独自の経済、社会、法制度を持つ「一国二制度」の下での独自の地位に加えて、香港は「一帯一路」からも恩恵を受け、中国と一帯一路構想下の他の地域を結ぶ主要なリンクおよびプラットフォームとして機能している。

2. 経済的自由と自由貿易

香港の経済的自由と競争力は、常に国際機関から認められている。フレーザー研究所は「世界の経済的自由度年次報告書 2021」で香港を世界で最も自由な経済としてランク付けしており、これは報告書作成開始以来、香港が獲得し維持してきたランキングだ。「世界競争力年鑑 2025」では、香港は競争力のある経済で 3 位、政府効率と事業効率で 2 位、経済パフォーマンスで 6 位、インフラで 7 位にランクされている¹。総合スコアは、香港の競争力と民間部門投資に対する魅力を示す証拠だ。

貿易面では、香港は欧州自由貿易連合加盟国、東南アジア諸国連合、ジョージアなど 20 の経済圏と自由貿易協定を締結している。また、香港は 22 の投資促進保護協定を外国経済圏と締結し、双方向の投資の流れを促進・保護し、投資家が海外でも香港でも投資に関して同様の保護を受けられるようにしている。

3. インフラと地理的優位性

インフラ面では、香港国際空港は世界で最も利用客の多い空港の 1 つで、100 以上の航空会社が世界 220 以上の目的地に就航している。香港は地理的に便利な場所にあり、アジアの主要都市のほとんどに 4 時間以内のフライトでアクセスでき、世界人口の半分に 5 時間以内のフライトでアクセスできる。香港・珠海・マカオ橋、広深港高速鉄道も、中華人民共和国との接続性と近接性を強化している。

4. 金融統合

香港は世界最大のオフショア人民元資金プールと、人民元外国為替・金利デリバティブ市場を持つ。一帯一路地域の貿易業者は、香港の決済システムを通じて中国貿易を人民元で決済できる。また、香港で発行される人民元建て債券である「点心債」を活用して人民元の流動性を投資することもできる。

金融統合に関して、香港は新規上場の人気のある場所であり続け、2024 年の世界の株式公開 (IPO) による調達額で 4 位にランクインした。2009 年以来、香港は IPO 調達額で 7 回 1 位を獲得し、常に世界の IPO ランキングでトップ 5 に入っている。特に、テクノロジー IPO は 2024 年に最も普及したものの 1 つとして浮上しており、これはテクノロ

¹ <http://imd.org/entity-profile/hong-kong-sar-wcr/>

ジー企業が香港で上場を目指す傾向が高まっているためと考えられ²、また中華人民共和国と香港証券取引所双方の政策によっても支えられている。

5. 堅牢な法律・紛争解決サービス

基本法はコモンロー制度を維持しており、香港は中華人民共和国内で唯一のコモンロー法域となっている。香港のコモンロー制度により、英国、米国、オーストラリアなど世界の主要経済圏と同じ法的伝統に従うことができ、国際的なビジネスルールにも合致する。基本法はまた、法の支配と司法独立を保証している。世界市場における香港の独自の立場を考えると、香港には複数の言語に堪能な法律および紛争解決の専門家が豊富にいる。

さらに、香港には香港国際仲裁センターがあり、常に世界で最も好まれる仲裁地トップ5、そして世界で最も好まれる仲裁機関トップ5にランクインしている。香港の仲裁に優しい法的枠組みと仲裁に積極的な裁判所、そして170以上の国で仲裁判断が世界的に認められ、執行可能であることから、企業にとって魅力的なビジネス拠点となっている。

さらに、香港は国際紛争のための政府間仲裁評議会である国際仲裁機構(IOMed)の公式本部でもある。IOMed 設立条約の調印式は2025年5月30日に香港で成功裏に開催され、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパの85カ国から400人のハイレベル代表が出席した。香港におけるIOMed本部の設立は、国際仲裁における香港の独自の優位性と機会を示すものであり、国際的な法律および紛争解決サービスの重要な中心地としての香港の地位をさらに確固たるものにしている。

知的財産保護に関して、香港は2024年世界競争力年鑑の「知的財産権」基準で世界第8位にランクされた。香港は、商標、登録意匠、特許、著作権など、知的財産保護のあらゆる側面に関する堅牢かつ最新の法律を備えている。香港の知的財産局は、地元のIPが堅牢かつ最新の状態に保たれるよう積極的な措置を講じている。例えば、AI技術開発の保護とAI生成物の著作権侵害責任に関して、著作権条例(Cap. 528)の強化につい

² https://www.ey.com/en_cn/newsroom/2024/12/a-share-ipo-activity-underwent-a-slowdown-pace-of-expected-to-improve-in-2025

て国民の意見を集めるために、2ヶ月間の公開協議が開始された。

このトピックについては、マニュアルのセクション2でさらに議論する。

6. 研究開発 (R&D) における強み

香港のイノベーションと技術研究における強みとして、香港には世界トップ50にランクインする2つの世界クラスの医学部、香港中文大学と香港大学があり、専門的で評判の高い臨床試験センターを備えている。香港には、中国科学院または中国工程院の世界的に有名な学者も多数おり、輝かしい業績を挙げ、その研究と出版物は世界的に認められている。

さらに、香港を世界的な研究協力の拠点として発展させるための香港政府の主要な取り組みである InnoHK³は、健康関連技術、AI およびロボット技術、持続可能な開発とエネルギーの分野で、様々な世界クラスの研究クラスターを設立した。現在までに、InnoHKは11の経済圏から20以上のトップ大学や科学研究機関を含む、グローバル化された人材の膨大なプールを集め、地元の大学と協力して香港サイエンスパーク(「HKSP」)に研究所を設立し、地元の大学と協力して研究開発を行っている。

2024年、大学教育資助委員会の委員長は、香港のグローバルSTEM教授職制度に基づく新たな取り組みを歓迎し、UGCが資金提供する大学が優秀な研究人材を香港に採用し、誘致することをさらに支援した。

さらに、多くの大学は、イノベーションと研究に焦点を当てたスタートアップ企業を設立するために、会員への資金提供と支援を提供することにより、イノベーションと技術研究を促進している⁴。膨大な数のスタートアップ企業は、AI関連の研究サービスの提供からバイオテクノロジー、医療およびヘルスケアアプリケーションなどに至るまで多岐にわたり、多くの活発な特許登録と大量の研究成果につながっている⁵。

³ <https://www.innohk.gov.hk/en/>

⁴ <https://itpr.hkbu.edu.hk/en/innovation-and-entrepreneurship/HKBU-start-ups.html>

⁵ <https://www.polyu.edu.hk/abct/research/knowledge-transfer/>

結局のところ、香港の IP 取引の巨大な潜在力は、中華人民共和国との緊密な関係や高支出市場といった技術取引における強みによって、世界中の企業に示されている。

セクション 2 : 技術取引に関する香港の法的環境

1. はじめに

香港の法制度は、法の支配と司法独立を前提としており、これが安定、繁栄、そして世界の主要な国際金融センターの一つとしての地位の基盤となっている。

香港のユニークな立場は、「一国二制度」の原則の下で高度な自治を享受しているという事実にある。香港は、旧英国植民地であったことから継承された英国のコモンロー制度に基づくコモンロー制度を継続しており、中華人民共和国の中で民法制度を実施している唯一のコモンロー管轄区となっている。そのため、香港で制定された制定法に加えて、香港の裁判所は判例法に基づいて判決を下す。

香港は経済的にも技術的にも発展した都市であり、企業は創造的作品や無形資産への投資をますます増やしている。香港は創造的なハブであり、国際的に広く知られている映画、テレビ番組、出版物、ファッション、その他のデザインを幅広い市場に向けて制作している。さらに、国際貿易センターとして、知的財産権（「IPR」）の保護は不可欠であり、香港が自由で公正な市場を持っていることを潜在的な投資家に保証し、ここでビジネスを行うよう彼らを惹きつける上で重要な役割を果たしている。

2. IPR を保護する国際協定

知的財産は、さまざまな国で複雑で多様な歴史を持つテーマだ。IPR を保護する法律は属地的な性質を持つ一方で、知的財産は非常にグローバル化している。多くの国は、国内法において IPR に関する様々な国際協定を承認し、適用している。

香港の知的財産制度に光を当てるため、香港が加盟している以下の重要な IPR 条約に注意を向ける。

A. パリ条約 1883

パリ条約は、特許、商標、意匠、実用新案、サービスマーク、商号、地理的表示、不正競争の抑制を含む工業所有権に適用される。条約が規定する 3 つの実体規定がある。

1. 内国民待遇 : 各締約国は、自国民に与えるのと同じ保護を他の締約国の国民に与

えなければならない。

2. 優先権：いずれかの締約国に最初に正規に出願したことを基に、出願人は一定期間内に他の締約国に出願することができ、その後の出願は、当該期間内に行われた他者による出願よりも優先される。
3. 共通規則：条約は、すべての締約国が遵守しなければならないいくつかの共通規則を定めている。最も重要なもののいくつかには、異なる締約国で同じ発明に対して付与された特許は互いに独立しているという事実、およびある締約国で取得された商標の登録は、原産国を含む他の国での登録とは無関係であるという事実が含まれる。したがって、ある締約国における商標登録の失効または取消は、他の締約国における登録の有効性には影響しない。

B. 1886 年ベルヌ条約

ベルヌ条約は著作権保護を扱う。3つの基本原則に基づき、最低限保証される保護を決定する一連の規定を含んでいる。3つの基本原則は次のとおりだ。

1. 内国民待遇：各締約国は、自国民に与えるのと同じ保護を他の締約国の国民に与えなければならない。
2. 自動保護：保護はいかなる方式の遵守も条件としない。
3. 保護の独立性：保護は、著作物の出身国における保護の有無とは無関係である。

C. 1952 年万国著作権条約

主な特徴は以下のとおり。

1. 署名国は、自国の著作者に他の署名国の著作者よりも有利な著作権保護を与えてはならない。ただし、自国または外国の著作者のいずれについても最低限の保護は規定されていない。
2. 著作権表示は、著作物のすべてのコピーに表示され、記号©、著作者の名前、および最初の発行年を含まなければならない。ただし、署名国は、国内作品よりも外国作品を優遇しないという条件で、さらなる方式を要求することができる。
3. 加盟国の著作権の最低期間は、著作者の生存期間プラス 25 年とする（ただし、写真作品と応用美術作品は 10 年）。

4. すべての加盟国は、7年間の排他的翻訳権を与えることが義務付けられており、一定の状況下では、著作権期間の残りの期間について強制ライセンスの対象となる。

D. 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 1994 年

TRIPS 協定は、さまざまな知的財産権に関する、これまでで最も包括的な多国間協定。協定の3つの主要な特徴は次のとおり。

1. 基準：TRIPS 協定は、各加盟国が提供すべき最低限の保護基準を定めている。たとえば、パリ条約およびベルヌ条約の実体条項の遵守を要求している。
2. 執行：TRIPS 協定は、すべての知的財産権執行手続に適用される一定の一般原則を定め、民事および行政手続と救済、暫定措置、国境措置に関する特別な要件、刑事手続に関する規定を含んでいる。
3. 紛争解決：世界貿易機関 (WTO) 加盟国間の TRIPS 協定上の義務に関する紛争は、WTO の紛争解決手続の対象となる。

3. 現地法

国際協定に加えて、香港は、知的財産権を保護するために、以下を含むさまざまな現地法および条例を制定している。

A. 商標条例 (Cap. 559)

ある提供者から別の提供者の商品またはサービスを区別することができ、かつ、グラフィカルに表現できる標識は、香港で商標として登録できる。最も一般的な商標は、単語、名前、ロゴ、文字、数字、文字 (たとえば、中国語、日本語、韓国語の文字)、および色で構成される。一般的でない種類の商標には、音、匂い、商品 (3次元商標) またはその包装の形状があり、登録には特定の要件を満たす必要がある。

商標条例は、商標登録の基礎と基準、および登録成功時に商標に付与される権利など、商標登録の枠組みを提供する。商標所有者は、取引または事業の過程で登録商標を使用する独占的権利を有する。商標所有者は、商標条例に基づき、商標の侵害または不正使用に対して法的措置を講じる権利を有する。

最初の登録期間は登録出願日から 10 年間で、その後 10 年間ごとに無期限に更新できる。

B. 特許条例 (Cap. 514)

特許条例は、特許性のある、つまり (i) 新規性があり、(ii) 進歩性があり、(iii) 産業上の利用可能性がある発明の保護に関するものだ。

新規性があり進歩性を有するためには、発明は特許出願前に世界のどこでも先行技術の一部であってはならない。書面、口頭、またはその他の手段による先行公開が、特許出願中の発明の核心を明確に指し示す方向性を含んでいる場合、またはその発明が実際には当業者にとって自明である場合、その発明は特許性がない可能性がある。したがって、発明者は、先行技術の一部になることを避けるため、特許出願前に発明を開示すべきではないことを認識する必要がある。

とはいえ、特許条例は、出願前 6 か月の猶予期間を認めており、その期間中、発明者は所定の展示会で発明を展示したり、発明の明白な濫用を阻止するために開示したりすることができ、それでも発明の特許性を維持できる。

産業上の利用可能性があるとは、発明が実際に応用できることを意味する。発明が、例えば、科学的に有益な情報ではあるが、実際的な応用がない場合は、特許を取得することはできない。この概念に従い、特許条例は、発見、科学的理論、外科手術の方法など、特定のカテゴリーを特許の対象外としている。

香港で付与される特許には、(i) 標準特許と (ii) 短期特許の 2 種類がある。標準特許の保護期間は最大 20 年、短期特許の保護期間は最大 8 年だ。

C. 登録意匠条例 (Cap. 522)

織物、家庭用品、玩具、アクセサリ、その他の消費財の、目に訴える独創的なデザインは、企業に大きな利益をもたらす可能性がある。その結果、これらのデザインは、市場に出されると、ほとんどの場合、驚くほどの速さでコピーされる。多くの場合、見本市で斬新な製品が発表されると、翌週には路上行商人から (品質は劣るものの) その

コピー商品を購入できる。ここで、新しいデザインを登録する必要性が生じる。

登録意匠条例では、以下の条件を満たす場合、意匠は登録可能だ。

1. 新規意匠：意匠は世界的に新規でなければならない。つまり、登録出願前に世界のどこにも公開されていないこと（秘密開示または特定の認められた展示会を除く）。意匠が他の意匠と些細な細部でのみ異なる場合、または業界で一般的に使用される変形である特徴においてのみ異なる場合、その意匠は新規とはみなされない。
2. 目の保養になるデザイン（つまり、審美的な配慮があり、外観が物品の機能によって決定されていないもの）。
3. 公序良俗に反しない／不道徳でないデザイン（例えば、ポルノ的なデザインではないもの）。
4. コンピュータプログラムまたは保護されたレイアウトデザイン（タイポグラフィ）ではないデザイン。

新規性の最初の要件はかなり厳しいことに注意が必要だ。登録前にデザインを展示会に出してしまうと、デザインを登録する権利を失う可能性がある。意匠条例第2条における「意匠」の定義は、「構造の方法または原理、または物品が果たすべき機能のみによって決定される物品の形状または形態の特徴、または意匠者が一体部分とすることを意図した別の物品の外観に依存するもの」を除外する。例えば、車のボディパネル、ドア、ボンネットの蓋、フロントガラスは、個別に登録可能な意匠ではないと判断された。しかし、物品のスペアパーツは、別々に販売され、別々に使用される場合、別々に登録できる。例えば、別々に販売できる車のドアミラー、シート、ホイール、ステアリングホイールは、別々に登録可能だ。

登録の初期期間は、登録出願日から5年間だ。これは、出願日から合計25年を超えない期間、5年ごとに延長できる。

D. 著作権条例 (Cap. 528)

著作権は創造性、本質的には作品の作成に関わるスキル、労力、投資、時間、努力を保護する。十分な著作権保護は、創造性が繁栄し、作家、芸術家、デザイナー、その他の

クリエイターの努力が報われるような、奨励的な環境を構築する。同時に、国民は豊富な創造的作品によって、創造の成果の恩恵を受けることができる。著作権法は、著作権者の権利と社会全体の権利のバランスを維持しようとするものだ。

著作権は、オリジナル作品の所有者に与えられる財産権だ。このような権利は、小説、詩、コンピュータプログラムなどの文学作品、ダンスや演技などの演劇作品、絵画、彫刻などの芸術作品、そして音楽の演奏など、伝統的な種類の作品に存在し得る。現代技術の発展に伴い、映画、録音物、ケーブル番組、文学、演劇、音楽作品の様々な出版版など、他の形式の作品も著作権の対象となる。

著作権は、作品の作成と同時に自動的に発生し、香港で保護を受けるために著作権を登録する必要はない。香港には著作権作品の登録のための公式の登録機関がないことに注意が必要だ。しかし、米国や中華人民共和国などの一部の法域では、任意登録が可能だ。

また、著作権条例は「オープン著作権制度」を採用していることにも注意が必要だ。つまり、行政長官が相互主義に基づく著作権保護のない法域からの作品に対する保護を明示的に否定または制限しない限り、香港で著作権保護の対象となるために、国籍または作品の最初の出版地の要件はない。

著作権は、一般的に、著作者の死後 50 年で消滅するが、保護期間は著作物の種類によって多少異なる。例えば、録音物の著作権は、録音が行われた年から 50 年間存続し、録音がすぐには公開されない場合は、その後のリリース年から期間が開始される。

著作権保護と登録意匠保護の相互作用は、かなり複雑な規則の集合によって支配されていることに注意する必要がある。要するに、意匠著作権保護は、対応する意匠を組み込んだ物品が最初に販売された暦年の末日から 25 年間となる。意匠が登録されていない場合、この保護は 15 年に短縮される。したがって、登録可能な意匠を登録しないことで、デザイナー/所有者は自身の独占期間を短縮することになる。

E. 商品説明条例 (Cap. 362)

商品説明条例は、取引中または取引過程において、虚偽の商品説明、虚偽の、誤解を招

く、または不完全な情報、虚偽のマークや虚偽の陳述などを提供するなどの不公正な商慣行を禁止することにより、消費者を保護することを目的としている。商品説明条例には、(1)重要な情報を省略または隠蔽すること、(2)不明瞭、理解不能、曖昧、または時期尚早な重要な情報を生成すること、または(3)商業的意図を特定できないことなど、誤解を招く省略に対する違反も含まれている。積極的な商慣行、おとり広告、おとり商法、および誤って受け入れられた支払い。

商品説明条例における「トレーダー」の定義は広く、香港で商慣行を行うすべての個人を含む。その慣行が海外の消費者を対象としている場合でも同様である。法人団体が商品説明条例に違反した場合、取締役およびその他の役員も責任を負う可能性がある。最高刑は50万香港ドルの罰金と5年の懲役。さらに、被害を受けた消費者は、商品説明条例に基づく不公正な取引違反に該当するトレーダーの行為に関連して損失または損害を被った場合、損害賠償を求めてトレーダーに対して個人的に訴訟を起こすこともできる。裁判所は、有罪判決を受けた当事者に対し、当該違反によって引き起こされた金銭的損失を被害を受けた消費者に賠償するよう命じることができる。

4. 香港税関

商品説明条例の主要な執行機関は、香港税関である。不公正な商慣行の監視に加えて、香港税関は刑事訴訟を開始する権限も有しており、関係当事者は知的財産権の侵害に対して刑事制裁を受ける可能性がある。香港税関は、知的財産権および/または虚偽の商品説明の侵害に関する苦情の調査と刑事訴訟の開始を担当し、広範な搜索と押収の権限を有する。香港税関は、知的財産権の侵害に対抗するために、海外の執行当局および商標権と著作権の所有者とも協力している。

5. 香港の法制度の長所と利点

香港の法制度に関して言うと、法の支配とコモンローの法制度は、企業が香港で事業を運営し、成功するための強力な基盤を提供する。香港は、様々な紛争解決手段における法的ハブとして高く評価されている。特に、強力な仲裁人プール、独立した司法制度、そしてバイリンガルのコモンロー管轄区域という独自の地位により、国際的なハブとして認められている。香港の裁判所は、仲裁と執行に積極的なアプローチを採用していることで広く知られており、これは香港が商業紛争解決の魅力的な場所としての地位を支

える重要な特性だ。

香港は、2019年10月に発効した、本土と香港特別行政区の裁判所による仲裁手続きを支援する裁判所命令による暫定的措置における相互援助に関する取極に加入した。この取極に基づき、香港を仲裁地とする仲裁手続きの当事者は、仲裁判断が下される前に、中国の裁判所に手続きに関連する保全措置を申請できる。この取極は重要な進展であることが証明されており、オフショアを仲裁地とする仲裁の当事者が中国国内で保全措置を求めることができるようになった初めての例だ。この取極は当事者にとって人気の高いツールであることが証明されている。香港国際仲裁センター(HKIAC)が発表した関連統計によると、2024年だけで、HKIACは21の異なる中国の裁判所に40件の申請を処理し、総額91億人民元の資産に関するものだった。取極が発効して以来、HKIACは取極に基づき合計145件の申請を処理し、関連資産は353億人民元に上る。⁶ 香港の主要な国際ハブとしての地位は強力に維持されており、中国以外でこのような相互援助サービスを提供できる唯一の管轄区域だ。

特に知的財産権に関して、香港は2019年に新しい知的財産専門リストを設立した。これは、指定された知的財産判事の下で、知的財産事件におけるすべての略式命令の申請と審理を扱う。新しい知的財産専門リストにより、香港は、英国、日本、シンガポール、中国など、専門の知的財産リストを設立している他の先進国に追いついた。新しい知的財産リストは、様々な事項の審理までの遅延を大幅に改善し、事件が迅速に処理されることを保証することが期待されている。

⁶ <https://www.hkiac.org/about-us/statistics>

セクション 3：日本企業の潜在的なパートナー

香港の研究開発における強みとリソースは、企業が更なる機会を探り、テクノロジー事業をさらに発展させ、促進するためのビジネスパートナーを見つけるための素晴らしい場所となっている。

以下は、近年香港における技術取引の成功事例であり、網羅的なものではない。

香港の大学との共同研究

2022 年、香港理工大学 (PolyU) は、大手情報通信プロバイダである NEC 香港有限公司 (NECHK) と提携し、高齢者在宅ケア向けにインテリジェントソーシャルロボットを共同で導入した。PolyU 看護学部と NECHK のチームは、高齢者に社会的交流と支援を提供するために 5 台の「NEC ソーシャルロボット」を開発・活用した。顔認識、画像認識、言語認識 (広東語を理解する能力を含む) といった人工知能技術を搭載したこれらのロボットは、高齢者と付き添い、日常活動を支援し、「高齢者と介護者によるソーシャルロボットの利用」に関する研究を行うことができる。

この共同研究では、PolyU の高齢者ケア研究における専門知識と NECHK のロボット工学における技術力を活用し、高齢者ケアの場面におけるソーシャルロボットの多様な応用を探求し、協力を通じて社会的要求に対応した。⁷

香港の大企業への技術ライセンス供与

2022 年 11 月に中華人民共和国深圳で開催された第 24 回中国ハイテクフェア・クリーンエネルギー博覧会において、最新の日本製 RCCI-Pro 技術 (プロ仕様低温予混合反応制御圧縮着火技術) と HHFE-DG シリーズ水素複合燃焼エンジンシステムが紹介され、香港 Chenlong Technology Development Co., Ltd (Chenlong) に独占的にライセンス供与されることが明らかになった。

Chenlong は、中華人民共和国において HHFE-DG 水素複合燃焼エンジン技術の商業化プロセスを開始し、中国政府機関、有名自動車会社、エンジンメーカーと協力して「中国製造 2025」戦略を実行し、新世代の「低炭素燃焼エンジン」水素エネルギー車の普及と

⁷ https://www.polyu.edu.hk/en/media/media-releases/2022/1006_polyu-and-nechk-join-hands-to-provide-interactive-social-robots-for-older-adults-and-caregivers/

応用を促進する計画を明らかにした。⁸

香港の大企業に技術ライセンスを供与して双方にメリットのある結果を得ることに加えて、香港で事業を展開する中国企業に技術を認可することも、香港市場特有の利点を活用することで大きな成功を収めることができる。

2024年10月、日本のKANEKAグループが、中華人民共和国、香港、マカオ地域における独占的パテントライセンスと技術使用権を Beijing Sunny-Novo Pharmaceutical Research Co., Ltd. に付与したと報じられた。両社は TDDS パッチ (経皮薬物送達システム) 分野で協力・連携し、新型マトリックス経皮パッチの研究開発を共同で探求するとともに、中国および国際市場における革新的かつ改良されたパッチの市場拡大機会を開発・獲得する計画。⁹

香港のスタートアップ企業からの技術導入

2019年に設立された比較的新しいスタートアップ企業である Rice Robotics は、Cyberport Incubation Programme の支援を受けて、商品配達用に設計されたが、ヘルスケア、小売、物流、ホスピタリティでも使用できるロボット「Rice」を開発した。サービスロボットへの新たな需要を生み出した COVID-19 パンデミックの間、ロボットに新たな役割が生まれた。隔離ホテルのバトラーだ。その後 Rice Robotics は、広範囲に消毒剤を散布するために使用できる消毒液タンクを備えた新しいロボットを開発することで、さらに対応した。

現在、Rice Robotics のロボットは香港で広く普及し、銀行や大型ショッピングモールで使用されているだけでなく、日本でも三井ガーデンホテルなどのホテルチェーンや東京ミッドタウン、そしてソフトバンクなどの大企業で使用され、広く普及している。¹⁰

香港企業と共同研究を行う海外大学

特定の機関に、特定の分野で詳細な分析を行い、世界的に認められている個人がいることはよくある。あるケースでは、香港の研究法人 A が、薬理学の強力な学部と学者を持つカナダの海外大学 B と研究提携を結び、共同で研究開発 (R&D) を行った。

このプロジェクトでは、企業の R&D 担当者と大学の教授が共同で R&D チームを率い、マ

⁸ <https://m.bjx.com.cn/mnews/20221115/1268975.shtml>

⁹ <http://www.sun-novo.com/newsinfo/7693430.html>

¹⁰ <https://www.ricerobotics.com/blog>

マーケティング、研究、教育における豊富な経験を統合し、綿密な意見交換を行った。これは、国境を越えた科学技術交流を促進し、科学技術の障壁を減らし、研究成果と商業的価値の両方で win-win の状況を実現することを目指している。

セクション4：IP取引プラットフォーム

世界有数の展示会場の一つである香港では、毎年数多くのショーケース、コンベンション、見本市、展示会が開催されている。50以上の大小さまざまな展示会場があり、香港の主要な展示会場は、湾仔の香港コンベンション&エキシビションセンター(HKCEC)、ランタオ島のアジアワールド・エキスポ(AWE)、そして九龍湾国際貿易展示場だ。これらの会場で開催される見本市やショーの中には、世界最大規模のものもある。

2023年には、香港で125以上の大規模展示会が開催され、130万人以上の海外からの来場者を集めた。¹¹ 香港は、最高の展示会開催地の一つとして世界的に認められている。2020年には、Smart Travel Asia Awardsで「アジア最高の会議都市」に、China Travel Industry Awardsで「最も期待される海外会議・インセンティブ旅行先(短距離)」に選ばれた。

行政長官の2021年施政方針演説¹²によると、政府は10億ドル以上の補助金を提供し、3つの政府タワーの敷地を関連施設、ホテル、オフィスに再開発するなど、コンベンションおよび展示施設を拡張する予定だ。

そのため、香港で開催される見本市やショーは、関連分野の最新のイノベーションやリリースを目にする絶好の機会となる。利用可能な見本市やショーには、以下のようなものがあり、その多くはアジア最大規模で、世界展示会協会(UFI)の承認を得ている。

- 香港エレクトロニクスフェア - 革新的な製品が発表されるアジア最大のエレクトロニクス見本市
- 香港コンピュータ&コミュニケーションズフェスティバル - 香港最大のIT業界向け展示会
- 家電、モバイルエレクトロニクス、ギフト、ファッション見本市 - 世界最大のエレクトロニクス調達イベント(業界関係者のみ入場可能)
- MobiCom - モバイルコンピューティング、ワイヤレスおよびモバイルネットワークの課題解決に特化した年次会議
- AI プラスパワー - 香港におけるAI開発に関する革新的博覧会と会議

さらに、香港は香港国際フランチャイズショー、香港国際ライセンスショー、アジ

¹¹ <https://research.hktdc.com/en/article/MzEzODk1MDk2>

¹² <https://www.policyaddress.gov.hk/2021/eng/p46.html>

アライセンシング会議など、多くのライセンスおよびフランチャイズショーも開催している。

香港国際フランチャイズショー(「HKIFS」)

HKIFS は、さまざまな国や地域のトレーダーが貿易の洞察を共有し、つながり、新しいビジネスパートナーシップを形成し、潜在的な市場での新しい機会を探求するためのプラットフォームとして機能する。2019年の時点で、このショーには17を超える国と地域から100以上のフランチャイズブランドが出展し、世界50カ国以上から来場者を集めた¹³。

香港国際ライセンスショー(「HKILS」)

HKILS は、アジアで最も重要なライセンスに焦点を当てた展示会の1つ。主な目的は、ライセンサーとライセンスエージェントがパートナーシップを検索および形成し、アジアでのネットワークを拡大することを支援すること、また関係者が新製品やライセンス関連サービスを紹介、調達、宣伝するための便利なワンストッププラットフォームを提供すること¹⁴。2021年の時点で、このショーには250以上の出展者があり、そのうち42%が一路諸国からの出展者で、世界中から6,200人以上のバイヤーと来場者を集めた¹⁵。COVID-19パンデミックによる渡航制限にもかかわらず、この成果は依然として重要。2023年には、COVID-19パンデミック後初めて物理的な展示会が再開され、アジアライセンス会議と同時開催され、320以上の出展者が550以上のブランドと知的財産を展示し、30人以上の講演者と15,000人以上の参加者を集めた¹⁶。

アジアライセンス会議(「ALC」)

ALC は、香港貿易発展局(「HKTDC」)が主催する主要なライセンスイベント。ALC は、アジアにおけるライセンスとビジネスチャンスの促進と円滑化を目的とする。投資家がビジネスネットワークを拡大し、コラボレーションの機会を探求するのを支援するために、グローバルライセンスの最新動向やニュース、ビジネス環境や市場動向に関するホットトピックを提供する。2020年の時点で、この会議には世界10カ国から31人の講演者と、世界10カ国から1,200人以上の参加者が出席した¹⁷。COVID-19パンデミックによ

¹³ http://info.hktdc.com/dm/hkifs/2020/pdf/2019FairReport_Eng.pdf

¹⁴ <https://event.hktdc.com/fair/hklicensingshow-en/HKTDC-Hong-Kong-International-Licensing-Show/>

¹⁵ [http://info.hktdc.com/dm/hkils/2021/pdf/Post_Event_Report_HKILS_Online_2021_\(EN\).pdf](http://info.hktdc.com/dm/hkils/2021/pdf/Post_Event_Report_HKILS_Online_2021_(EN).pdf)

¹⁶ <https://www.hktdc.com/event/hklicensingshow/en/press-release/licensing-show-brings-together-over-320-exhibitors-authorities-explore-diverse-topics-at-concurrent-conference>

¹⁷ <https://alc.hktdc.com/en/s/Previous-Conference-Information>

る課題に対処するため、2022年の会議はオンラインで開催され、世界42カ国から25,000人以上の視聴者を集め、100以上の1対1のビジネスマッチングミーティングをオンラインで成功裏に生成し、香港の主要な国際的な知的財産およびライセンスハブとしての地位を固めた¹⁸。

ライセンスおよびフランチャイズショーは、多くのブランドがアジア市場でのプレゼンスを拡大するのに役立っている。たとえば、香港企業の Gee Kingdom は、2019年1月に開催された HKTDC 香港国際ライセンシングショーでキャラクターの Mikoko & Nikolas と Adorable Dogs を展示し、マレーシア最大の靴メーカーである International Footwear から契約を獲得した。Gee Kingdom のディレクターである Shiu 氏は、知的財産、法律、会計などの実際的な問題に関する HKTDC が提供するワークショップが、同社の成功の基盤を築く上で不可欠だったと評価した。特に、国内外のバイヤーとの数多くのビジネスマッチングミーティングは、事業開発にとって特に重要だった¹⁹。

別の例は、香港のスタジオ Tadaland とクアラルンプールの MyTOWN ショッピングセンターとの最近の協業だ。両者は 2023 年の香港国際ライセンシングショーで、MyTOWN の副ゼネラルマネージャーが Tadaland のブースを訪れた際に初めて出会い、その後、Tadaland ブランドの 16 のキャラクターを MyTOWN ショッピングセンターで 1 年間のマーケティング活動に活用し、来客数を促進し、誰もが歓迎される場所としてモールを紹介するという協業を開始した。²⁰

上記のショーや展示会に加えて、HKTDC は香港でのビジネスとパートナーシップを促進するため、様々なフェアも開催する。技術の進歩に対応するため、HKTDC は Asia IP Exchange (AsiaIPEX) も立ち上げた。これは、IP 取引を促進し、世界の IP プレーヤーを相互につなぐことを目的とした無料のオンラインプラットフォームおよびデータベースだ。現在までに、AsiaIPEX は世界中の 35 以上の戦略的パートナー、そして地元の R&D センターや地元の大学の技術移転ユニットと提携を結んでいる²¹。バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、医療、エレクトロニクス、繊維、映画、出版など、様々な分

¹⁸ <https://www.hktdc.com/event/hklicensingshow/en/press-release/asian-licensing-conference-explores-latest-trends-and-forges-new-business-opportunities>

¹⁹ <https://www.hktdc.com/event/hklicensingshow/en/cute-characters-go-global-through-licensing-show>

²⁰ <https://www.hktdc.com/event/hklicensingshow/en/kl-mall-licenses-myers-briggs-inspired-cartoon-characters>

²¹ https://www.asiapex.com/AboutUs/AsiaIPEX_EN

野の著作権、特許、意匠、商標を含む 28,000 件以上の取引可能な IP リストがポータルで入手できる²²。

IP の販売に関心のある所有者、事業のアップグレードのための技術の購入またはライセンス取得を検討しているメーカー、技術や発明をさらに改良するための共同研究支援を求めている企業、質の高い IP 仲介サービスを提供する IP サービスプロバイダなど、AsiaIPEX は役立つリソースとなる。

²² <https://www.ip.gov.hk/en/trading-ip.html>

セクション 5：香港市場に参入する前に考慮すべき IP 関連のポイント

1. 特許と意匠保護 - いつ保護を申請すべきか？

特許は、新規性と進歩性のある製品、物質、プロセスなどの発明を保護する。一方、意匠は、工業プロセスによって物品に適用される形状、構成、模様、装飾の特徴を保護する。発明の特許または登録意匠は、所有者に、特定の管轄区域内において、一定期間、他者がその発明または意匠を使用することを排除または禁止する権利を与える。

企業は、特許または意匠の申請が提出されるまで、発明または意匠を秘密にしておく必要があることを念頭に置くべきだ。それぞれの申請前に事前に開示すると、発明または意匠が新規でないと思われるため、特許または意匠を取得できなくなる可能性がある。

特許条例(第 11A 条)は、非有害開示、すなわち、発明が特許出願の推定出願日の 6 ヶ月前までに所定の展示会または会議で展示された場合の例外を規定しているが、このような例外は慎重に行使すべきだ。企業は常に安全策を講じ、いかなる種類の公衆への開示の前にも、とにかくできるだけ早く特許出願を提出して、新規性の欠如のために発明が拒絶される可能性を回避することが推奨される。

意匠権についても同様だ。意匠条例(第 9 条)は秘密開示を規定しているが、その範囲は狭く、企業は常にできるだけ早く意匠出願を行うよう努めるべきだ。意匠出願が不可能な場合は、開示前に慎重に専門家の助言を求め、秘密保持が可能かどうかを確認する必要がある。

2. 著作権保護 - 事前にどのように準備すべきか？

著作権は自動的に発生し、所有者が作成したオリジナル作品を保護する。書籍や小説などの文学作品、コンピュータソフトウェア、音楽作品、演劇作品などがこれにあたる。

著作権は自動的に発生する権利であり、香港には登録制度がない。とはいえ、企業が著作物に対して意匠登録や特許出願などの他の形態の保護を取得していない場合でも、著作権侵害に対して著作権所有権を証明する必要がある場合に備えて、書類を準備するための手順がある。

要するに、企業は著作権所有権を証明する必要がある際に、以下のすべてが利用できるようにしておくべきだ。

- 作品が作成または最初に公開された日付と場所の証拠
- (著者が個人の場合) 作品の著者の氏名、およびその者の住所/居住地/居住権

- (著者が法人の場合) 設立場所または主たる事業所
- 著作権者の氏名
- 企業が著作権者でない場合、著作物に対する権利について著作権者から取得した譲渡証
- 著作物のコピー

著作権の存在と著作権の所有権を証明するために、著作権条例第 121 条は、著作物の著作権者によって、または著作権者に代わって作成されたとされる宣誓供述書で、上記のすべての情報を記載したものは、著作権条例に基づく訴訟において更なる証明なしに証拠として認められると規定している。これは、特にピッチイベントやショーケースに参加する著作権者にとって重要だ。なぜなら、侵害が発見された場合、できるだけ早く請求や申し立てをすることができるからだ。

3. 秘密保持契約

秘密保持契約 (NDA) は、機密情報を持つ者と、その情報にアクセスする者との間に秘密保持関係を築く契約だ。これは、企業が取引の中で貴重な資産や企業秘密を保護するために使用する重要なツールだ。

NDA は、企業秘密、発明、事業戦略などの貴重な知的財産を保護し、競合他社による、または競合他社への漏洩を防ぐのに役立つ。また、共有情報の機密性を保持することで当事者間の信頼関係を促進し、企業が独自のデータの漏洩リスクを低く抑えながら、潜在的な投資家と情報を共有できるようにする。

したがって、企業は、ピッチイベントやショーケースに参加する際に NDA を活用し、貴重な資産の機密性を保護し、必要な出願を行う前に技術が漏洩するリスクを防いだり、低減したりするべきだ。

4. 商標 - 登録にとって重要な区分はどれか？

商標は、商品またはサービスの使用に応じて、異なるクラス (たとえば、衣類、おもちゃ、時計、保険など) に登録される。通常、ブランド名は、関連製品やサービスだけでなく、複数のクラスにまたがる関連製品やサービスもカバーする。一部の商品については、どのクラスに属するのか明確でない場合もある。したがって、企業は、十分な保護範囲を得るために、出願時に関連するクラスを慎重に選択する必要がある。

最も明白で重要な適用クラスは、企業の主要事業になる。たとえば、玩具会社の場合は、ゲーム、玩具、遊具に関するクラス 28 がメインクラスとなり、化粧品会社の場合は、非医薬品化粧品および香水に関するクラス 3 がメインクラスとなり、ファッション会社

の場合は、衣料品、履物、帽子に関するクラス 25 がメインクラスとなる。

とはいえ、デジタル技術と e コマースの著しい発展により、多くの企業は、実店舗だけでなく、インターネット上で製品を提供することも検討している。このような場合、多くの業者は、e ビジネスを促進するために、インターネット上に e ショップやオンライン取引プラットフォームを作成する。

事業の拡大や提供される商品やサービスに対応するために、会社の主要事業に直接関係しないが、日々の事業や運営において重要となる可能性のある補足クラスがいくつかある。

例として、自社製品を販売するだけでなく、他社の商品を販売する可能性のある店舗または e ショップを運営している場合、広告、事業管理、事務機能に関するクラス 35 も関連する可能性がある。

別の例として、衣料品を提供しているが、ロゴが印刷されたプラカードや看板、紙袋も製造している場合、クラス 25(衣料品に関する)に加えて、クラス 16(紙製品に関する)でも保護を受けることを希望するかもしれない。

ほとんどの企業はさまざまな分野で事業を展開しているため、正しい商標クラスを選択し、適切な保護を受けることは難しい場合がある。したがって、企業は、商標が適切に保護されるように、経験豊富な商標弁護士の支援を求めることをお勧めする。

5. 会社設立と会社名の保護

A. 混同しやすい会社名

商標保護に加えて、企業は、香港での事業活動の実施または促進を目的として、現地法人を設立するメリットも検討する必要がある。

香港は、事業を設立し運営するのに最適な都市の 1 つと考えられている。これは、戦略的で便利な地理的位置、魅力的な税制、効果的で信頼できる法制度、効率的で成熟した輸送および通信インフラストラクチャ、そしてビジネスに有利な環境など、さまざまな要因による。

香港では、紛らわしく似たような社名の会社を見つけるのは珍しくない。これは特に中国の文脈において当てはまる。伝統的に、中国社会は「發」(fa) (裕福)、「龍」(long) (龍)、

または「運」(yun) (幸運) など、縁起の良い文字を会社名に使用する傾向があるからだ。この当然の結果として、紛らわしく似たような名前の会社が多数存在する。そのような会社が真の事業を行っていない場合、「ダミー会社」としても知られている。

事業規模に関係なく、企業は、一般大衆が類似した社名の企業を区別できない可能性があるため、特に他社の信用と評判に乗じる意図を持つ悪意のあるトレーダーによって設立された企業との間で、信用が損なわれる可能性があることを懸念している。

B. 救済策：商標権侵害と詐称通用に対する請求

香港での会社設立の容易さから、ダミー会社の問題は飛躍的に増加している。会社登記官は、ダミー会社の社名が登記官の索引に記載されている名前と「同一」または「酷似」と判断した場合、設立後 12 か月以内に社名変更を指示する権限、または、ダミー会社が操業または事業を行っていない場合は、機能していないとして抹消する権限を有する。その場合、被害を受けた会社は、香港会社登記局(「**登記局**」)にダミー会社に対する苦情を申し立てることができる。

ダミー会社が設立されてから 12 か月以上経過している場合、会社は、紛らわしく似たような社名を使用している会社に対して、社名の使用を差し止めるための差止命令を求めて、商標権侵害および/または詐称通用訴訟を起こすことができる。差止命令が送達されると、登記局はダミー会社に社名変更を指示する。ダミー会社が指示に従って社名変更を行わない場合、登記局はダミー会社の社名を会社登録番号に置き換える権限を有する。

C. 防止策：「酷似」した社名での会社設立を避ける

2014 年 1 月に登記局が発行した「香港会社の社名登録に関するガイドライン」(「ガイドライン」)によれば、登記局はダミー会社の設立防止において受動的な役割を果たしている。ガイドラインには、会社名の登録は、その名前が保護されていることを意味するものではなく、また、その名前が他者による異議申し立てを受けないことを意味するものでもないこと、そして「会社登記局への会社名の登録は、会社名またはその一部に関して商標権またはその他の知的財産権を付与するものではない。したがって、申請者は、登録商標に類似した名前、または別の会社の社名に「酷似」した名前を採用しないようにする必要がある」と記載されている。

ガイドラインには、2 つの名前が酷似していると判断する際に登記局が考慮する基準も含まれている。次の例は、説明のために提供する。

1. 同じ名前 - 例えば、「KWUN TONG ENGINEERING LIMITED」は「KWUN TONG ENGINEERING COMPANY LIMITED」と「酷似」しているとみなされる。
2. 発音が同一の名前 - 例えば、「HING LUNG」は「HING NUNG」と聴覚的に類似している。
3. スペルのわずかな違いが大きな違いにならない名前 - 例：「KWUN TONG COLOUR LIMITED」と「KWUN TONG COLOR LIMITED」。
4. 大きな違いのない文法のバリエーション - 例：「ADVANCE」と「ADVANCED」。
5. 同じ特徴的な要素を含む名前：
 - a. 名前が十分に限定されている場合 - 例：「ABC CLOTHING LIMITED」と「ABC FOOD LIMITED」
 - b. 名前が十分に限定されていない場合 - 例：「ABC CLOTHING LIMITED」と「ABC APPAREL LIMITED」。

会社登記官に与えられた権限にもかかわらず、現在、香港法第 622 章会社条例第 108 条に基づき、類似商号に変更を指示する権限を行使することに積極的なアプローチは取られていない。既存の類似商号の整理作業は現在、登記所と裁判所が共同で行っている。登記所がこの作業を引き受ける場合、特に既に設立され登録簿に存在する類似商号の数が多いことを考えると、容易なことではない。

D. 結論

結局のところ、2つの会社名が「類似しすぎている」かどうかは判断の問題であり、ケースバイケースで判断する必要がある。会社登記官は既存の類似商号の整理にあまり積極的な役割を果たさないかもしれないが、新しい会社を設立しようとする者は、常に登記所で類似の商号を徹底的に調査し、他者の知的財産権を侵害しないようにすることが賢明だ。また、香港商標登録局で商標登録を取得して、会社の知的財産権を保護することも重要だ。

6. ショーケースや見本市に参加する際の注意点

見本市は、さまざまなブランドが自社の製品やイノベーションを展示し、消費者や他のブランドと出会い、ビジネスや将来の<<HL_1>>共同研究の可能性を探るための素晴らしいプラットフォームを提供する。企業は、製品を公式に公開する前に、製品に関するフィードバックを収集できる。同時に、企業は競合を分析し、自社のマーケティング戦略

や技術が最新のものかどうかを振り返ることができる。

ショーケースや見本市への参加を成功させるには、事前に知的財産権の保護を受けるように留意する必要がある。商標、意匠、特許はすべて、公開前に出願または登録されている必要がある。

他の事業者と新しいビジネスチャンスを探る際には、相手方の事業者も有効な知的財産権の保護を受けているかどうかを確認する必要がある。ローカル企業の場合は、簡単な調査を実施して、会社が会社登記所に有効に設立・登録されていることを確認することも有益である。

7. 香港では2種類の標準特許出願手続きを提供している

香港では2種類の標準特許出願を提供している。

- 標準特許出願(原出願特許ルートによる)
- 標準特許出願(再登録ルートによる)

標準特許は短期特許より長い保護期間を提供する。以前は、特許登録は再登録ルートでのみ可能だった。つまり、標準特許出願は、香港以外の3つの指定特許庁、すなわち(1) 中華人民共和国国家知識産権局(「CNIPA」)、(2) 欧州特許庁、または(3) 英国特許庁(「再登録ルート」)のいずれかにおける同一発明の対応特許出願に基づき、香港で適時に提出する必要があった。再登録ルートでの特許出願は、特許登録局による方式審査のみの対象となり、基礎となる発明の特許性に関する実体審査は行われない。特許登録局は以前、外国で承認された特許の再登録のみを担当していた。

2019年12月19日、香港知的財産局により新しい特許制度が導入され、標準特許出願のための新しい直接的な現地オリジナルグラント特許(「OGP」)ルートが導入された。

新しいOGPルートでは、出願人は、香港以外の前述の3つの指定特許庁とは無関係に、香港の特許登録局に直接特許出願を提出できる。そのため、既存の再登録ルートで要求される対応出願の事前提出は不要になる。OGP出願は、方式審査に加えて、基礎となる発明の特許性を判断するための特許登録局による実体審査の対象となる。新しいOGPルートは、既存の再登録ルートと並行して運用される。出願人は、自社の事業戦略に基づき、特許登録のために既存の再登録ルートまたは新しいOGPルートのいずれかを選択できる。

しかし、香港は現在、実体審査を単独で実施するために必要な技術的専門知識と経験を

持つ人員が不足しているため、暫定措置として、香港知的財産局は実体審査の一部を CNIPA に外部委託する。CNIPA は、クレームされた発明の新規性と進歩性に関する技術的意見を提供し、特許登録局は、特許条例と SIPO の意見に基づいて審査通知を作成する。

そのため、香港の企業、および香港に事業を拡大したい企業は、発明の地理的範囲を決定する際に、より柔軟で便利なソリューションを利用できる。海外企業は、自国の特許庁に出願し、その後、再登録ルートを通じて香港に拡大できる。一方、ローカル企業は時間と費用を節約し、OGP ルートで香港に直接特許出願を提出し、その後、香港出願から他の対象国を指定できる。これは、企業が他の当事者とのライセンス契約で様々な管轄区域を対象とする場合に特に重要であり、タイムリーな対応を取り、すべての必要な出願を期限内に行うことができる。

第2章 契約の交渉と締結

セクション1 交渉から締結までの基本手順

ライセンス契約は、各当事者の特定のニーズに合わせてケースバイケースで作成する必要がある。以下の概要とガイドラインは、一般的なライセンス契約プロセスを示すためのものであり、網羅的なものではない。

機会の特定と評価

- 適切な市場調査を実施し、潜在的なビジネスチャンスと潜在的なリターンを評価する。
- 適切なライセンシー候補を特定する。
- 将来のベンチャーに適したライセンス契約の種類を特定する。

秘密保持契約(NDA)の締結

- 潜在的なビジネスチャンスについてさらに詳細に議論する前に、秘密保持契約(NDA)を締結する必要がある。
- NDAは、情報が保護され、無関係な第三者に開示されないという信頼のもとで、両当事者が問題の技術の技術的および機密的な側面を議論するための基礎を提供する。
- 当事者は、デューデリジェンスを実施する必要がある。

ライセンス条件の交渉

- 交渉不可能な条項と交渉可能な条項を特定する。
- 独占権、フランチャイズ権とライセンス権、ロイヤルティ、IPRの所有権と保護、保証など、重要な条件について交渉する。
- 契約締結前に事前の概念実証(PoC)が必要な場合、当該契約は本段階で署名され、ライセンス契約の正式署名前に完了すべきである。

契約への署名

- 最終的な契約レビューを実施し、署名に進む前に経験豊富な弁護士によって契約がレビューされることを確認する。
- 当該契約が譲渡に関するものである場合、当該譲渡契約もこの段階で署名されるべきである。
- 当該契約が研究開発(R&D)またはソフトウェア使用契約に関するものである場合、それらもこの段階で署名されるべきである。

ライセンス管理

- 契約に基づきロイヤルティを受領する。
- 定期的なロイヤルティ監査を実施する(必要に応じて)。
- 品質問題を定期的に監視し、契約条件の遵守を確保するために施設を検査する。

機会の特定と評価

- 企業は適切な市場調査を実施し、潜在的なビジネスチャンスと潜在的なリターンを評価する必要がある。これには、類似製品の市場調査と小売価格、予想製造コスト、競合他社などが含まれる。
- 企業は、将来のライセンス契約に基づいて意図された作業を実行するために必要な技術、設備、経験を持つ適切なライセンシー候補を特定する必要がある。
- 企業は、将来のベンチャーに適したライセンス契約の種類を特定する必要がある。例えば、商品の販売のみが必要な場合は、単純なライセンス契約で十分な場合もある。しかし、製造権も付与される場合は、製造権を規定するより包括的なライセンス契約が必要になる場合もある。さらに、研究開発が必要な場合は、ライセンス契約には、改良や開発に関する所有権を規定する追加条項も含める必要がある。

タームシートの交渉

- 潜在的なビジネスチャンスについてさらに議論する前に共有される情報を保護するために、秘密保持契約または非開示契約（「NDA」）を当事者間で締結する必要がある。
- NDA は、研究開発、潜在的な特許、顧客リストと情報、交渉など、機密情報が共有される場合に重要。共有できる情報と共有できない情報、および違反した場合の結果について、両当事者に明確さを提供する。
- 一方の当事者が NDA に違反した場合、他方の当事者は、将来の開示を阻止するため、および金銭的損害賠償のために、訴訟を起こすことができる。
- 当事者はまず、基本的な目的と、意図されたライセンスの基礎を定めたタームシートに合意する必要がある。広範な条件に合意したら、当事者はライセンス契約の包括的な条件の交渉を開始できる。
- 当事者は、将来の製品またはプロセスの価値に影響を与えたり、その開発または商業化を妨げる可能性のある問題を特定したりするために、デューデリジェンスを実施する必要がある。

ライセンス契約案の作成と交渉

- 当事者は、独占権、フランチャイズ権とライセンス権、ロイヤルティ、IPR の所有権と保護、保証など、その他の重要な条件について交渉する必要がある。検討すべき有用な質問は次のとおり。
 - IP ライセンスのメリットとデメリットは何？
 - どのような権利が付与され、どのような制限が課される？
 - ライセンサーにはいくら支払われる？
 - IPR の保護を継続するにはどうすればよい？
 - ライセンシーが行ったさらなる開発と改良に関する IPR は誰が所有する？
- 当事者が最初に交渉不可能な条項と交渉可能な条項を特定すると役立つ場合がある。
- 完璧なライセンス契約や完璧な条件はないことに注意することが重要。最終的には、両当事者にとって何が許容できるかによって異なる。したがって、当事者は交渉において柔軟であるべきであり、そうすることで両当事者は迅速に進み、win-win の状況を実現できる。

契約への署名

- ライセンスの条件に双方が合意したら、書面で記録し、両当事者が署名する。
- 企業は、経験豊富な弁護士にライセンス契約書の作成、レビュー、最終決定を依頼し、条件が当事者間の合意通りで曖昧さがなく、事業を不利な立場に置かないようにすることが重要だ。

ライセンス管理

- 企業はライセンス契約の条件の遵守を継続的に監視・確保する必要がある。
- 企業は、ロイヤルティ監査を実施し、ライセンサーがライセンスに基づき支払われるべき適切な金額を受け取っているかを確認・判断する必要がある。
- 企業はまた、ライセンスに基づき製造された製品が品質基準を満たしていることを監視する必要がある。必要に応じて、ライセンシーの施設を検査し、施設とすべての機器が基準を満たしていることを確認する必要がある。

セクション2：契約前のデューデリジェンス

はじめに

デューデリジェンスとは、契約締結または新規事業開始前に、個人または企業に対して行われる詳細な調査を指す。デューデリジェンスの目的は、発生する可能性のある潜在的な問題や責任を特定することだ。デューデリジェンスの実施領域は、以下のとおり。

1. 財務

これには、相手方の事業健全性に関する調査が含まれる。最新の会社年次報告書と会社提出書類は、香港会社登記所で入手できる。相手の監査済み財務諸表も入手し、ローン、抵当、補償、税負債を含む相手方の資産と負債を確認し、十分なキャッシュフローと安定した財務実績があるかを評価する必要がある。

2. 商業

これには、相手方の事業上の評判、既知の論争に関する調査、および主要事業市場の競争と類似商品の販売価格を評価するための調査が含まれる。検討中の契約が製品の研究開発、製造、ライセンスに関するものである場合、企業は相手方の会社が開発・製造した製品のリストを入手し、品質基準と問題点を確認することが望ましい。提供される製品とサービスの完全なリストを入手して、相手方の生産能力を確認することもできる。

3. 運営

これには、所有構造、組織図、株主と取締役および主要職員のリストなど、相手方の背景に関する調査が含まれる。相手が登録住所で実際に事業を運営しており、主張する場所で事業を行っていることを確認することも重要だ。

4. 法律

これには、既存または脅威となっている請求または訴訟など、発生する可能性があり、相手方の権利または義務に影響を与える可能性のある法的リスクに関する調査が含まれる。相手の民事および刑事訴訟の履歴を判断し、会社またはその経営陣が民事または刑事事件に関与したことがあるかどうかを確認するために、徹底的な調査を実施する必要がある。さらに、特に技術取引の場合、相手方が所有する知的財産権を確認し、それ

らに関して既存または脅威となっている請求、特に侵害の請求があるかどうかを確認するために、包括的な IP 監査を実施する必要がある。

デューデリジェンスにはどれくらい時間がかかる？

デューデリジェンスに必要な期間は、案件の規模や複雑さによって異なる。例えば、売買に必要なデューデリジェンスは、株式売却に必要なデューデリジェンスとは異なる。株式売却の場合、買い手は会社の負債とリスクも継承するため、デューデリジェンスはより広範かつ詳細になる必要がある。通常、中小企業の単純な取引の場合、デューデリジェンス期間は 30 日から 60 日程度だ。期間は、入手可能な情報量、対応時間、相手方とのコミュニケーションによって短縮または延長される可能性がある。

デューデリジェンス調査の範囲に関する標準的な要件はない。企業は、個々の取引をケースバイケースで検討する必要がある。

デューデリジェンス・サービス・プロバイダ

香港には、法律事務所や会計事務所など、多くのデューデリジェンス・サービス・プロバイダがある。通常、契約の両当事者は、デューデリジェンス調査に必要な情報と文書を相互に開示し、提供する。

しかし、不正行為の疑いなど、追加のデューデリジェンスが必要な特別な状況がある場合は、証拠を得るために覆面捜査を行う調査員を雇う必要がある場合もある。そのような場合は、調査会社に依頼する必要があるかもしれない。

セクション 3 : 契約に関する重要点 (交渉の要点)

1. 主要な条項と一般的な紛争

当事者はライセンスの条件を自由に交渉できるが、当事者の期待が異なることは理解できる。ライセンサーは限られたリスクで最大の利益を得たいと考え、ライセンシーはライセンサーからの介入を制限した柔軟で広範な権利を望む。

裁判例は、契約書の不備が相違や紛争につながる可能性があることを示している。以下の表は、IPR ライセンス契約でよく見られる主要な条項を示しており、ライセンス契約の交渉と最終決定の際の参考になる。

ケースごとに状況が異なる場合があり、以下の例は網羅的なものではないことに注意が必要だ。利害関係者は、自分の立場が完全に保護されていることを確認するために、個別に法的助言を求めるべきだ。

条項	コメント	パートナーとの一般的な紛争の種類
一般条項		
IP 権利とライセンス範囲の説明	<p>範囲は、使用範囲、および権原(非侵害を含む)に関する保証の範囲に影響を与える可能性があるため、正確かつ正確に記述する必要がある。これは、将来、各タイプの契約がどのように執行されるかに影響を与える可能性がある。</p>	<p>ライセンサーはより正確な説明を好み、ライセンシーは広範な説明を好む。あいまいさは紛争につながり、権原に関する保証の範囲と契約の有効性に影響を与える可能性がある。</p>
排他性と譲渡可能性	<p>ライセンスは、独占的または非独占的、あるいは単独ライセンスにすることができ、譲渡可能または譲渡不可にすることができる。</p> <p>当事者は、使用权や市場における競争などに関して、各タイプの影響を慎重に検討する必要がある。非独占的ライセンスは、潜在的により多くの収入を意味する可能性があり(複数のライセンスを付与できるため)、異なるライセンシー間の競争は、競争と製品の品質を高める可能性がある。</p>	<p>ライセンシーは、他のライセンシーとの競争を避けるために独占ライセンスを好む。これは、彼らのビジネスと市場の需要に影響を与える。</p> <p>一方、ライセンサーは、他者へのライセンス許諾の選択肢を維持するため、または商品を自ら販売するために、非独占的ライセンスを好む。これらの選択肢はどちらも、ライセンサーの売上と収益の増加につながる可能性がある。</p>
地域と販売チャネル	<p>地域と販売チャネルへの制限事項を明確に定め、実施権者が許諾地域外で事業を行うことを禁じる適切な非勧誘条項を含める。</p> <p>ライセンスが特定のチャネルのみに付与されるか、それともすべてのチャネルの市場全体に付与されるかは、ライセンサーの潜在的な収益だけでなく、異なる市場におけるラ</p>	<p>ライセンサーは特定の地域とチャネルを自身の利用のために確保することを好むが、実施権者はすべての地域とチャネルを独自に利用する自由、および許諾地域内のあらゆる当事者と契約する完全な自由を好む。</p>

	イセンサー自身の IPR の使用にも直接影響する。	
期間と更新	期間が短いと、ライセンサーの収益が減少するか、潜在的に減少する可能性がある。しかし、自動更新付きの長期契約は、製品の品質基準の監視が不十分になる可能性がある。両当事者は、業績目標を達成するのに十分な時間があり、同時にライセンス要件の遵守を監視できることを保証するために、両者のバランスを取るよう努める。	ライセンサーは、更新を付与する前に遵守状況を確認および確保できるように、自動更新なしの短期契約を好むが、実施権者は既存の契約条件を変更することなく自動更新されることを好む。
ロイヤルティと支払い	ロイヤルティやその他の支払いを計算する方法はたくさんある。最も一般的な対価のタイプは、使用ライセンスに対する一時金であり、ソフトウェアや技術などの継続使用には年間維持費が支払われる。 ライセンサーがライセンスを付与する主な目的は支払いを受け取ることであるため、この条件は慎重に詳細に交渉する必要がある。純売上高または使用量の計算から控除可能な項目は、両当事者の合意による。	ライセンサーは適切な財務報告を伴う定期的な支払いを好むが、実施権者は最小限の報告要件でより長い支払い間隔を好む。
支払条件と報告条件	両当事者は、報告書と支払いを提出するための合意された形式、手順、および定期的な期間について合意する必要がある。料金を計算するための適切な手順(必要な場合)と払い戻しに関する取り決めも事前に合意する。 ライセンサーは、ライセンサーの利益を保護するために、受諾後も報告書に異議を申し立てる権利を常に保持する。	実施権者は、ロイヤルティ報告書が受諾された後にライセンサーが異議を申し立てることを許可しないことを好む。そうすることで、追加の管理コストが発生する可能性がある。 一方、ライセンサーは、ライセンシーを牽制し、報告書が正しく正確に作成されていることを保証するメ

	これは、ライセンサーが監査上の欠陥を発見した場合に特に重要になる。	カニズムとして、権利を保護するために、報告書を審査し、異議を申し立てる無制限の権利を好む。
監査権	これは、ライセンサーが実施権者の会計を検査および監査する権利を指す。この条項は、ライセンサーが記録が正しいこと、および正しく計算されたロイヤルティの支払いを受け取ったことを確認できるため、重要である。	ライセンサーは都合の良いときに自由に監査できることを好むが、実施権者はライセンサーによるこの権利の行使を制限された回数に制限し、妥当な通知に基づいて行使することを希望する。
終了と終了または満了の効果	この条項には、ライセンサーおよび/または各当事者が契約を終了させる権利とその根拠、ならびにライセンサーによる IPR の使用の即時停止、未払い金額の全額支払い、最終報告書の提出など、契約終了の効果が含まれる。	ライセンサーは、現実の、脅迫された、または予想される違反の場合に、契約終了に関して幅広い裁量権を好む一方、ライセンサーは、重大な違反の場合にのみ契約終了が適用されることを好む。
<i>IPR の保護</i>		
ライセンスの登録	<p>ライセンス登録要件に関する法律は、管轄区域によって異なる。一部の管轄区域では、ライセンスの事前登録が必要であり、そうでない場合、ライセンサーは第三者に対する補償などの権利を失う可能性がある。</p> <p>したがって、当事者は、関連する契約において、ライセンスの登録が必須かどうか、そしてもしそうであれば、どの当事者が登録の責任を負うかを明確に定める必要がある。</p>	該当なし
IPR の登録と維持	これは IPR の登録、保護、維持に言及し、ライセンサーによる IPR 保護のための出願の継続的な遂行に言及する。	ライセンサーは、ライセンサーに対し、すべての出願を熱心に遂行し、IPR が確保され維持されることで独占的権利が保護されるようコミットメントを示すことを要求する場合がある。

		一方、ライセンサーは、ライセンシーの権利を考慮せず、自らの利益のみの観点から、知的財産権を維持または放棄する絶対的な裁量を保持することを好む場合がある。
IPR の行使	当事者にとって、行使措置を完全に管理する権利を含め、IPR に対する権利を維持することは重要だ。ライセンサーは、そのような行使手続きについて速やかに通知を受け、自分の名前で行使手続きを防御または開始するか、ライセンシーに代わって行使手続きを行うよう指示するかの完全な裁量権を持っていることを確認する必要がある。	当事者は、手続きの実施方法、およびどちらの当事者が手続きに関連する費用を負担するかについて、意見が異なる場合がある。手続きに混乱や遅延が生じるのを避けるため、ライセンス契約を締結する前に、この条件について合意することが望ましい。 一方、ライセンサーは、ライセンシーの権利を考慮せず、自らの利益のみを基準として知的財産権を維持するか放棄するかについて絶対的な裁量権を保持することを好む場合がある。
機密情報	ここで議論されているすべての契約は IPR に関するものであるため、すべての IPR、および機密情報を含む可能性のある口頭または書面によるあらゆる議論を保護する条項を含むことが重要だ。明確にするために、強制開示または許可開示の状況を明確に決定する必要がある。	明確なガイドラインが設定されていない場合、当事者は「許可開示」と見なされるものについて意見が異なる場合があり、開示当事者に損失と損害を与える不正開示につながる可能性がある。
保証と救済		
ライセンサーの保証	これは、ライセンスされている技術に関するライセンサーの約束を指す。	ライセンシーは、第三者の IPR の無効または侵害に関して、明示的な保証を要求する場合がある。
実施権者の保証	これは、取引に関する実施権者の約束に関するものだ。	ライセンサーは、実施権者に対し、合意された範囲外

		で IPR を使用することなど、将来発生するあらゆる責任から生じるすべての責任を負うことを要求する 場合がある。
補償	これは、技術が第三者の権利を侵害していると判明した場合の各当事者の将来の義務に関するものだ。	ライセンサーは通常、実施権者の違反によって被ったすべての損失および損害について、実施権者がライセンサーに補償することを要求する。 一方、ライセンシーは、責任のリスクを軽減または制限するために、補償義務をできるだけ少なくすることを好む。
NDA に関連する追加条項		
競業避止	これは、いずれかの当事者の利益を損なう可能性のある、競争目的での機密情報の使用に関する制限事項に関するものだ。	受領側が、開示側の事業を奪うなど、自己の利益のために機密情報を使用し、開示側の利益を損なう可能性がある場合、意見の相違が生じる可能性がある。
概念実証契約に関連する追加条項		
概念実証が成功したかどうかの確認メカニズム	概念実証が成功したかどうかを判断するための明確なメカニズムまたは基準は、当事者が明確にするために重要だ。これはまた、当事者が当該概念実証のさらなる実施のためにさらなる契約を締結する義務があるかどうかに影響を与える可能性がある。	概念実証の結果、さらなる交渉とさらなる契約の締結の基準を満たしているかどうかについて、意見の相違が生じる可能性がある。
R&D 契約に関連する追加条項		
共同開発および単独開発された	新しく開発された IPR を共同所有とみなすか、単独所有とみなすかを決定するための明確なメカニズムを設定する必	特定の新規 IPR が各当事者のバックグラウンド IPR を利用したため共同所有とすべきか、一方の当事者の

新技術の IPR 所有権	<p>要がある。</p> <p>新たな知的財産権が共同で創出される場合、当事者は各当事者の関与の度合いに応じて所有権をどのように配分すべきかを決定する仕組みについて合意すべきである。新たな知的財産権が独立して創出される場合、当事者は独立した創出を証明する仕組み（証拠によって裏付けられるもの）について合意し、紛争を回避すべきである。</p>	<p>みが独自に作成したかについて、意見の相違が生じる可能性がある。</p>
技術譲渡に関連する追加条項		
譲渡および引渡方法	<p>特定の技術または IPR を譲受人に譲渡および提供する方法について明確なメカニズムを設定する必要がある。</p>	<p>明確なメカニズムが設定されていない場合、特定の IPR の権原と所有権が正常に移転されたかどうかについて、例えば、オンラインプラットフォームの場合はアクセスとパスワードが適切に渡されたかどうか、物理的な製品または機械の場合は手渡しされるかどうかなど、意見の相違が生じる可能性がある。</p>
AI 契約に関連する追加条項		
成果物に対する権利	<p>成果物に対する所有権の明確な決定は、最初から決定しておく必要がある。</p>	<p>顧客（ライセンシー）は、AI ソフトウェアを使用して作成された成果物の所有権を保持したい場合があるが、プロバイダ（ライセンサー）はすべての所有権を保持したい場合がある。</p>
サードパーティ製ソフトウェアの責任制限	<p>成果物にオープンソースソフトウェアまたはサードパーティ製ソフトウェアが組み込まれるかどうか、および関連する IPR またはデータセキュリティリスクを考慮する必要がある。</p>	<p>顧客（ライセンシー）は、バイアスなどに関連するリスクを軽減する表明と保証を含めたいと思う一方で、プロバイダ（ライセンサー）は制限とリスクに関する免責事項を含めたいと思うだろう。</p>

	ある。これは、上記の「保証と救済措置」のセクションにも関連する。	
トレーニングデータ	顧客データがトレーニング目的で使用できるかどうかについての明確な決定を契約に記録する必要がある。	顧客（ライセンシー）は、自社のデータがAIのトレーニングに使用されるのを防ぎたい場合がある（そのAIは競合他社に提供される可能性がある）が、プロバイダ（ライセンサー）はできるだけ多くのデータをAIのトレーニングに組み込みたい場合がある。
ボイラープレート条項		
言語	当事者が二言語契約を締結することは珍しくない。ただし、不確実な場合にどの言語が優先されるかを明確にするよう注意する必要がある。	契約における異なる言語の翻訳は、解釈に関する紛争につながる可能性がある。
準拠法と裁判管轄	契約を準拠する法律を明確にすることが重要。訴訟が発生した場合、裁判所はこの条項を尊重し、当事者間で合意された指定された法律を使用する。この条項は、当事者が異なる管轄区域に属する場合に特に重要となる。	特に当事者が異なる管轄区域に属する場合は、双方が自らが選択した準拠法と裁判管轄を使用することを好む。
紛争解決	この条項は、当事者が紛争をどのように解決するかを定義する。訴訟、調停、仲裁など、様々な方法がある。	紛争解決メカニズムがあれば、当事者は紛争解決に起因するリスクとコストを管理できる。

2. 日本と香港の契約慣習の違い

契約は個人または法人間の重要な合意であり、両当事者の権利と責任を定義する。契約を締結することにより、当事者は履行する義務を負うと同時に、相手方に履行を要求する権利を持つ。したがって、契約は、関係の成立、当事者の義務、およびそれらの義務の執行を規定する一連の規則だ。

契約は日常生活で一般的だが、国によって慣習的な違いがあり、西洋のビジネスマンと伝統的な信念を維持する日本のビジネスマンの態度や行動には顕著な違いがある。

西洋のビジネスマンにとって、契約とは各当事者を法的に拘束する法的合意であり、当事者間の義務を定義する唯一または主要な根拠となる。交渉は、各当事者が合意において最も有利な立場を得ようとするため、より対立的になる場合がある。

一方、日本の文化は、単なる正式な合意ではなく、相手方との調和を図り、信頼に基づく当事者間の継続的な社会的関係を構築し、維持することを重視する傾向がある。このような相互信頼が構築された後、日本企業は、当事者間の書面による拘束力のある契約を締結して単に従うのではなく、口頭での合意に基づいて行動することが多い。

書面による契約が締結される場合でも、すべての必要な条項が詳細に含まれているとは限らない。むしろ、日本人はそのような契約を共通の目標に向けた意思表示の伝達に過ぎないと見なす場合がある。そのため、責任、罰則、契約終了などに関して、契約関係の行為が規制されていない状況につながる可能性がある。このような重要な条項は、誠実さ (good faith) に基づく当事者の規律と行為に委ねられる場合があり、当事者間の意見の相違を引き起こす可能性がある。

かつてのイギリスの植民地である香港は、契約交渉においてよりリスク許容度の高い西洋的なアプローチを採用し、混乱を避けるために関係を規定するすべての条項を含めるようにしている。世界中の外国人投資家が集まる国際的なビジネスハブであるため、契約上の取り決めや合意はビジネスを行う上で非常に重要だ。したがって、契約は比較的長く、詳細になる傾向がある。

交渉段階では、香港企業を含む非日本企業が、自分たちに非常に有利な契約案を出発点として提示し、当事者が契約条件を交渉し、双方にとって許容できる中間点で合意することを期待するのはよくあることだ。一方、日本企業は最初から双方にとって中立的な契約案を提示し、それに関してほとんど、あるいは全く交渉が行われなことを期待するかもしれない。

様々な国の企業は契約交渉において異なるスタイルや好みを持つかもしれないが、そのような違いは異なる伝統的な慣習によるものであることに注意すべきだ。したがって、相手方が同じ契約慣行に慣れていない可能性があることを念頭に置き、そのような違いが必ずしも信頼の欠如によるものではないことを理解する必要がある。むしろ、それは双方に、双方にとって許容できる条件で交渉を行い、合意に達し、将来の当事者間の紛争を回避するという共通の目標があることを示している。

3. 日本法準拠契約と香港法準拠契約の違い

異なる慣習に加えて、日本法準拠契約と香港法準拠契約の間には若干の違いもある。交渉過程で当事者が留意すべきいくつかの重要な違いを以下に示す。

A. ライセンスの登録

特許ライセンスや商標ライセンスなど、特定の独占的ライセンスは、法的強制力を持つためには登録する必要がある。非独占的ライセンスも、潜在的な当事者にそのようなライセンスを通知するために登録することができるが、必須ではない。

香港ではライセンスの登録は必須ではないが、第三者による IPR の取得または IPR に対する利益の取得に対してライセンスを有効にするには、ライセンスを適切に登録する必要がある。

香港でライセンスを登録するには、商標の場合は様式 T11、特許の場合は様式 P9、登録意匠の場合は様式 D5 を使って、香港知的財産局に申請する必要がある。関係様式には、少なくとも (1) 関連する出願または登録、(2) 出願または登録の所有者、(3) ライセンス権を取得する当事者の氏名と住所、(4) ライセンスの開始日、を明記する必要がある。様式がライセンサーによって提出される場合、証拠書類を提出する必要はない。しかし、様式がライセンシーによって提出される場合、ライセンスが正式に記録される前に、ライセンス契約書の写しを香港知的財産局に提出し審査を受ける必要がある。

B. 言語

日本企業は主に日本語で契約を締結するが、他の国では一般的に英語で契約する。日本語は国際言語ではなく、日本の法律用語はより抽象的で日本人以外には理解しにくいと考えられるため、これは香港企業にとって障害となる可能性がある。したがって、英語は香港企業やその他の外国人にとって好ましい言語だ。

明確にするために日本語と英語の両方を含む2言語で契約書を作成することも可能だ。ただし、そのような場合は、紛争発生時にどちらの言語が優先されるかを明記することが推奨される。

C. 準拠法と裁判管轄

香港の裁判所は、当事者間の合意に基づいて契約の精神を尊重する傾向がある。

香港に拠点を置いていない外国の当事者が契約に含まれる場合、混乱や意見の相違を避けるために、選択した準拠法を明示的に規定する準拠法条項を含めることが推奨される。

D. 補償

補償条項とは、一方の当事者が特定の行為、不作為、契約違反、または過失の影響に関して、他方の当事者に補償を与える約束だ。香港法では、当事者は自由に契約を結び、補償の範囲について合意することができる。

対照的に、日本法には補償の概念が存在しないことに注意が必要だ。代わりに、契約当事者は、損害賠償請求や特定履行など、契約違反による一定の救済を受ける権利を有する可能性がある。

4. 技術取引契約のパートナーとの一般的な紛争の種類と対策

当事者が技術取引のためのライセンス契約を締結する場合、これらの契約は異なる当事者間の協力の基礎となる。しかし、技術の急速な進歩により、最も詳細な契約であっても、予期せぬ進歩、変化、規制の状況に対処できない可能性がある。技術取引の契約における2つの主要な紛争の種類は、通常、(1)システム統合および開発の紛争、および(2)IPRに関連する。

システム統合の紛争の場合、典型的な紛争は、一方の当事者がシステム統合が完了していない、または統合されたシステムに欠陥があり、パフォーマンスが不完全であるため、受領当事者が関連費用を支払うことを拒否する可能性があることと主張することに関連する。一方、提供当事者は、システム統合が完全に完了しており、必要な改善は元の契約の範囲を超えているため、追加サービスに対して追加費用が支払われるべきであると主張する可能性がある。

IPR 紛争に関しては、ライセンシーがライセンス契約の範囲外でシステム、ソフトウェア、または技術を使用することに関連する可能性があり、ライセンサーは、侵害のため、

ライセンサーに対して差し止め救済または損害賠償を求める可能性がある。第三者も、ライセンサーに対する侵害によって引き起こされた損害に対する差し止め救済または損害賠償を求める場合があり、その場合、ライセンサーによる損害賠償の補償についてライセンサーとライセンサーの間で合意があるべきだ。

上記表に記載されているような重要な用語がすべて含まれていることを企業は確認する必要がある。特に、以下の用語にも注意を払う必要がある。

A. 明確な権利と義務

企業は、契約に各当事者の契約上の権利と義務に関する必要な詳細がすべて含まれていることを確認する必要がある。これには、明確に定義された作業範囲、各当事者の役割と責任の明確化、詳細なプロジェクト計画、支払いに関する主要なマイルストーンなどが含まれる。システム統合の紛争の場合、契約には、どのような作業範囲が含まれるか、追加サービスにどのように対処するか、および必要な追加支払いについて明確な指示が含まれている必要がある。

知的財産権の紛争に関しては、契約には、(1)実施権者が第三者からの請求にどのように対処するか、(2)実施権者が契約に違反した場合に、許諾者が実施権者に対してどのように請求を行うかを決定するために、必要な保証条項、補償条項、知的財産権保護および執行条項が含まれている必要がある。

当事者間でこのような詳細について合意しておけば、紛争発生時に、裁判所または仲裁人がどちらの当事者が違反しているかを判断するのも容易になる。

B. 知的財産権の所有権に関する明確な合意

特許、商標、著作権、営業秘密などの知的財産権の所有権、使用、保護をめぐる紛争が発生することがよくある。これには、侵害、不正使用、または譲渡された技術の改良または変更の所有権をめぐる紛争などが含まれる。

したがって、(1)各当事者に属する既存の技術と知的財産権、(2)いずれかの当事者の既存の知的財産権に基づいて作成された新しい技術と、各当事者の関与度をどのように配分するか、(3)いずれかの当事者の既存の知的財産権とは無関係に作成された新しい技術と、その当事者がそのような新しい技術が独立して作成されたことをどのように証明するかについて、明確な合意を締結することが重要である。

C. ガバナンス・プロセスと解決手続き

技術訴訟、特に特許訴訟は、複雑で費用がかかり、時間がかかることで有名だ。(1)特許権が属地的な性質を持つこと、(2)範囲がしばしば漠然として抽象的であること、(3)当業者の理解に基づいて保護範囲を理解することが難しいことなど、多くの理由がある。ソフトウェア訴訟や著作権訴訟にも同様の難しさがある。このような紛争は、問題の複雑さと、紛争を完全に理解するために必要なスキルを持つ裁判官または陪審員を見つけることの難しさから、解決が困難な場合がある。

したがって、問題が紛争に発展するのを防ぐために、問題を解決するためのさまざまな方法を導入することを強くお勧めする。

問題がエスカレートする前に、問題を解決するための議論と意思決定を目的として、共同作業、戦略、技術委員会などの共同ガバナンス・プロセスを実施することが含まれる。

問題が紛争に発展した場合、(1)訴訟または仲裁にエスカレートする前に、経営陣の上級レベルを巻き込んで議論を行い、紛争を解決しようとするなど、紛争解決のための構造化されたメカニズムがあれば役に立つ。

第3章 契約後段階

セクション1：品質管理

関連する IP と技術契約の締結後も、両当事者は契約の遵守を監視し、確保し続ける必要がある。これは、ライセンス契約でライセンシーがライセンサーの商標を付した商品の製造・販売を許可されている場合に特に重要だ。ライセンサーの商品の評判と品質を守り、ライセンサーの商標の価値を維持するためだ。グッドプラクティスとして、ライセンス契約に品質管理条項を設け、商標の製造と使用に関する適切な手順の確固たるガイドラインを設けることが有効だ。品質管理条項に含めることができる項目を以下に挙げる。

1. IP デューデリジェンス

企業は、将来のライセンシーに関して経歴と評判の調査を実施し、ビジネスにおいて良

好な評判を有し、以前 IPR の侵害や品質問題などに関連する訴訟に関与していないことを確認することが望ましい。

2. 商標の使用と製品製造に関する明確なガイドライン、仕様、要件を提供する

製品に商標を貼付する場合、ライセンシーに電子コピーを提供し、現状のまま使用され、ライセンシーが独自の商標を作成しないようにし、正しく高品質で印刷されるようにすることが有効だ。

製品の一部に特定の色を使用する必要がある場合、ライセンサーはライセンシーに明確に伝え、ライセンシーがすべての要件を遵守するよう徹底する必要がある。

3. サンプルリクエストと製品検査

企業は、ライセンサーの技術またはソフトウェアを利用したライセンス契約に基づき、製品が製造され市場にリリースされる前に、試作品製作、検査、承認のメカニズムを盛り込むことが望ましい。これにより、ライセンサーは、安全性、外観、機能性などを最初に確認する機会を得ることができる。ライセンサーはまた、試作品とともに、完全なパッケージと取扱説明書(場合により)を要求し、一般に公開する前に承認を得ることができる。

4. 製品製造と製品承認取得のための承認システム

ライセンス契約には、ライセンシーが販売用の製品および関連商品の製造を進める前に、ライセンサーにサンプルを提出して承認を得るための包括的なシステムを含める必要がある。グッドプラクティスでは、ライセンス契約において、ライセンサーが書面による承認を与えないことは自動承認とはみなされず、提出されたサンプルの不承認とみなすと規定する必要がある。ライセンス契約では、不承認となったサンプルは保管せず、破棄すると規定する必要もある。

しかし、上記の状況は当事者にとって常に実行可能とは限らず、製造スケジュールに大

きな遅延と混乱を引き起こす可能性がある。そのため、当事者がサンプルの提出とレビュー、書面による承認または不承認の期限を相互に合意するのが一般的だ。不承認の場合、ライセンサーは不承認の理由を提示し、ライセンシーがそれに応じて改善できるようにする必要がある。

5. 契約後の現場訪問

ライセンサーは、ライセンシーの施設や工場を検査し、生産方法がライセンサーの設定した品質基準を満たしていることを確認できる条項をライセンス契約に含めるのが一般的だ。これには、工場や施設、製造プロセスと機械、原材料、完成品、財務、人事、会社の記録などの検査が含まれる場合もある。

ライセンサーはこの権利を留保すべきだが、このような検査はライセンシーの通常の事業運営を妨げる可能性があることは認識されている。そのため、ライセンス契約書に、このような検査を行う前に事前の通知が必要であり、検査は通常の営業時間内に行われなければならないことを明記するのが一般的だ。

また、ライセンシーの事業運営の中断を防ぐため、当事者が年間の最大検査回数と、追加検査を要求する理由と状況を設定することも一般的だ。

セクション 2 : 紛争解決方法

他の紛争と同様に、企業は他の個人または企業に対して民事訴訟を起こし、権利を守り、商標、著作権、特許、さらにはドメイン名に関する紛争を解決することができる。

とはいえ、訴訟が紛争を解決するための最良かつ最も効率的な方法ではない場合も多い。アジア太平洋地域における国際的な法律および紛争解決サービスの主要な中心地である香港は、仲裁や調停などの代替紛争解決メカニズムを提供し、当事者が訴訟を起こすことなく紛争を解決できるようにしている。

香港国際仲裁センター(「HKIAC」)は、世界で最も好まれる代替紛争解決機関トップ 3 の一つだ。HKIAC には、資格のある仲裁人、調停人、または熟練した実務家である国際的な専門家からなる大規模なパネルがあり、幅広い言語に堪能で、さまざまなクライアントの特定のニーズに対応している。HKIAC は、複雑なものであれ単純なものであれ、仲裁、調停、ドメイン名紛争の処理において豊富な経験を持ち、香港、上海、ソウルでの聴聞会、およびバーチャル聴聞会を円滑に進めることができる。

詳細については、香港 ADR 関連マニュアルを参照のこと。²³

²³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/ip_adr202303_en.pdf

付録

サンプル契約#1：秘密保持契約書(NDA)

本契約は、[・]年[月][日]に締結される

以下当事者間において：

1. [会社名]([登記住所])（「甲」）、[]に設立および登録

および

2. [会社名]([登記住所])（「乙」）、[]に設立および登録

（それぞれ「当事者」、総称して「両当事者」）

前提

(A) 両当事者は、両当事者間の機密情報の交換を伴う目的に関する[プロジェクトの詳細]を開始する予定である。

(B) 両当事者は、機密情報の開示および使用に関して、本契約を遵守することに合意した。

よって、以下のとおり合意する。

1. 定義と解釈

1.1 この契約において、文脈上他に解釈すべき場合を除き、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する。

「契約」とは、本契約を、その条件に従って随時修正したものをいう。

「営業日」 香港における土曜日、日曜日、祝日以外の日。

「機密情報」とは、第2条で定義される意味を持つ。

「開示者」とは、本契約において、直接的または間接的に相手方に対して秘密情報を開示する当事者をいう。

「グループ」とは、ある会社に関連して、その会社、その会社の子会社または持株会社(随時)、およびその会社の持株会社の子会社(随時)をいう。グループ内の各会社は、グループのメンバーである。

「目的」 [当該秘密情報に関する特定のプロジェクトの目的。例:「開示者は、相互の潜在的なビジネス関係を検討するため、またはそのようなビジネス関係の目的を達成するために、秘密情報を受領者に開示することができる。」]

「受信者」とは、本契約の当事者であって、相手方当事者から直接的または間接的に機密情報を受領する者をいう。

各当事者の代表者：

- a. 目的のために機密情報を知る必要がある<<FN_x>>の役員および従業員
- b. <<FN_x>>の目的のために当該当事者[および/またはそのグループのメンバー]に助言を行うために雇用された専門アドバイザーまたはコンサルタント
- c. その当事者[および/またはそのグループのいずれかのメンバー]によって、目的のために従事するその請負業者および下請業者
- d. 秘密情報が<<FN_x>>に関連して開示されることにつき、相手方が書面で同意したその他の者。

1.2 当事者への言及には、それぞれの親会社、持株会社、子会社、関連会社及び/又は提携会社、それぞれのライセンシー、承継人及び譲受人、並びに現在の、以前の、又は将来の雇用主、従業員又は請負業者(もしあれば)を含む。

1.3 前文および別紙(適宜挿入される場合を含む)は、本契約に明示的に組み込まれる。本契約への言及には、その前文および別紙(適宜挿入される場合を含む)、ならびに下記第14.2条(b)に従って適宜修正された本契約が含まれ、条項および別紙への言及は、本契約の条項および別紙への言及である。

1.4 単数形の単語は複数形も含み、逆もまた同様とし、性別を示す単語はすべての性別を含み、人称を示す単語は個人、法人、非法人団体、個人事業主、およびパートナーシップを含む。

1.5 見出しは便宜上のものであり、本契約の構成または解釈に影響を与えない。

2. 機密情報

2.1 秘密情報は、設計に関する機密情報および会話だけでなく、開示者またはその代表者が本契約の日付の前後を問わず、受領者またはその代表者に書面、口頭、視覚、サンプル、またはその他の媒体で直接的または間接的に開示または提供する、目的に関するすべてのデータ、資料、製品、デジタル作品およびコンテンツ、技術および技術情報、コンピュータプログラムおよびアプリケーション、ノウハウ、アルゴリズム、方法論、ソースコード、仕様、マニュアル、事業計画およびプロセス、ソフトウェア、マーケティング計画および設計、財務情報およびその他の情報を含むが、これらに限定されない。これには以下が含まれる：

(a) 目的、それらの議論と交渉の状況、および当事者の参加に関する議論と交渉が当事者間で行われているという事実

(b) 本契約の存在と詳細

(c) 以下に関するすべての機密情報または専有情報：

(i) 開示者または開示者の代表者もしくは関係者の事業、業務、顧客、クライアント、サプライヤー、計画、意図、または市場機会。および

(ii) 開示者または開示者の代表者もしくは関係者の運営、プロセス、技術および技術情報、ノウハウ、デジタル作品およびコンテンツ、アルゴリズム、方法論、ソースコード、設計、営業秘密、コンピュータプログラム、ソフトウェア

(d) 秘密情報から派生した情報、調査結果、データ、または分析

(e) 機密性または専有性があると特定されたその他の情報

ただし、第2.2項に記載の情報は除く。

2.2 情報は、以下の場合、秘密情報ではない。

(a) 受領者またはその代表者、あるいは受領者の代表者または関係者による本契約違反の情報開示の直接的または間接的な結果以外で、一般に公開されている、または公開されるようになった場合

(b) 開示者による開示前に、受領者が非機密ベースで入手できた場合

(c) 受領者の知る限り、その情報に関して守秘義務を負わず、合法的にその情報を所有する者から、受領者が非機密ベースで入手できた、入手できる、または入手できるようになった場合

(d) 開示者によって情報が開示される前に、受領者が合法的に所有していた場合

(e) 本契約に違反することなく、いずれかの当事者によって独自に開発された場合。ただし、独自開発の主張は、裏付けとなる証拠によって実証されなければならない。または

(f) 当事者が書面で、その情報は機密ではないことに同意した場合

3. 守秘義務

3.1 開示者が受領者に秘密情報を開示する代わりに、受領者は開示者に対し、以下を行うことを約束する。

(a) 秘密情報を秘密かつ機密に保つこと

(b) 目的以外で秘密情報を使用または利用しないこと

(c) 目的のために厳密に必要で、開示者が明示的に許可し、本契約に従う場合を除き、機密情報を全部または一部を、直接的または間接的に漏洩、

開示、伝達してはならず、また漏洩、開示、伝達または利用可能にしてはならない。

(d) 目的のために厳密に必要な場合を除き、機密情報を複製、筆記その他の方法で記録してはならない。そのような複製、筆記、記録物はすべて開示者の所有物とする。

(e) 機密情報が筆記その他の方法で有形物に保存または記録されている場合、いずれの当事者も目的以外で複製および/または再生してはならない。

3.2 両当事者は、不正アクセスまたは使用から機密情報を保護するために、開示者が提案する合理的かつ合意されたセキュリティ対策を含む、適切なセキュリティ対策と予防措置を確立および維持する。

4. 許可された開示

4.1 担当者への開示

(a) 受信者は、以下の条件で担当者に機密情報を開示できる。

(i) 機密情報を開示する前に、担当者に機密情報の機密性について通知すること。

(ii) 担当者が受信者であるかのように、第3.1項の守秘義務を遵守させること。

(b) 受信者は、機密情報に関して、担当者の作為または不作為について、それが受信者自身の作為または不作為であるかのように責任を負う。

4.2 本第4条に従い、当事者は、相手方の明確かつ明示的な承認および同意がない限り、機密情報を第三者に開示、公開、またはその他の方法で開示または利用可能にしてはならない。

5. 強制開示

5.1 本第5条の規定に従い、当事者は、以下の場合に必要最小限の範囲で機密情報

を開示できる。

- (a) 管轄権を有する裁判所または規制機関、司法機関、政府機関もしくは同様の機関、または管轄権を有する税務当局の命令
- (b) 自社[またはグループ会社のいずれか]の業務が対象となる国の法律または規制

5.2 第5.1項に従って機密情報を開示する前に、当事者は、法で認められる範囲で、相手方にこの開示についてできるだけ多くの通知をするようあらゆる合理的な努力を払うものとする。

5.3 第5.1項に従って機密情報を開示する前に相手方に通知できない場合、当事者は、法で認められる範囲で、開示のすべての状況と開示された情報を、開示後できるだけ早く相手方に通知するものとする。

6. 機密情報の返却または破棄

6.1 開示者が書面による通知で受信者にいつでも要請した場合、受信者は10暦日以内に、以下を行うものとする。

- (a) 開示者の機密情報が含まれている、反映している、組み込まれている、または基づいているすべての文書、資料、およびコピーを破棄または開示者に返却する。
- (b) 使用したコンピュータや通信システム、デバイスから開示者の機密情報を消去する。
- (c) 技術的および法的に可能な範囲で、第三者が提供するシステムおよびデータストレージサービスに電子形式で保存されている開示者の機密情報をすべて消去する。
- (d) 本契約6.1条の要件を遵守したことを開示者に書面で確認する。

6.2 6.1条のいかなる規定も、適用法により保持することが要求されている、または管轄権を有する規制当局もしくは機関の要件を満たすために保持すること

が要求されている、開示者の機密情報を含む、またはそれに基づく文書および資料を、受領者が返却または破棄することを要求しない。本契約の条項は、受領者が本契約6.2条に従って保持する文書および資料に引き続き適用される。

7. 所有権

7.1 すべての機密情報は開示者の独占的所有物であり、機密情報またはそれから開発された資料に対するいかなる権利、権原、または利益も、本契約または本契約に基づく受領者への引渡しによって受領者に譲渡されない。

8. 権利の留保と承認

8.1 各当事者は、自らの機密情報のすべての権利を留保する。一方の当事者による機密情報の開示は、本契約に明示的に規定されている権利を超えて、他方の当事者またはその他の者に、機密情報に関するライセンスまたはその他の権利を与えるものではない。

8.2 本契約に明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も、機密情報の正確性または完全性を含め、ただしこれらに限定されない、機密情報に関して明示的または黙示的な保証または表明を行わない。

8.3 当事者による機密情報の開示は、目的のために他方の当事者とさらなる契約を締結するという、当該当事者による申し出、表明、または保証を構成しない。

8.4 当事者による機密情報の開示は、いずれかの当事者が他方の当事者の製品またはサービスを購入する意図の証拠となるものではなく、当事者の開発、計画、または研究活動に資金を支出することを奨励するものでもない。

8.5 各当事者は、他方の当事者の組織、事業慣行、サービス、または製品の変更を要求しない。

9. 違反、不正開示、および損害の不十分性に対する責任

9.1 受領者は、受領者またはその代表者による開示された機密情報の不正開示の

結果として、開示者またはその代表者が被った、または負担した損失、責任、請求、損害、衡平法上の救済、救済策、または費用(合理的な弁護士費用および経費を含む)について、損害を証明する必要の有無にかかわらず、第三者によって提起された訴訟または訴訟に関連するかどうかにかかわらず、本契約に基づく受領者の違反から生じる、またはそれに関連する範囲で、開示者およびその代表者を補償し、損害を与えないものとする。

9.2 開示者の機密情報への不正アクセス、開示、紛失、または説明不能が発生した場合、受領者は速やかに以下を行う。

- (a) 開示者に書面で通知する。
- (b) 開示者が必要または合理的に要求するすべての商業的に合理的な措置を講じ、開示または損失、およびそれによって生じる損害を制限すること。
- (c) 開示または損失、およびそれによって生じる損害の影響を制限するため、開示者とすべての商業的に合理的な面で協力すること。

9.3 各当事者が有するその他の権利または救済を損なうことなく、各当事者は、損害賠償だけでは、相手当事者による本契約の条項の違反に対する適切な救済にならないことを認め、同意する。したがって、各当事者は、本契約の脅迫または実際の違反に対して、差止め命令、特定履行、またはその他の衡平法上の救済を受ける権利を有する。

10. 協議継続の義務なし

10.1 本契約のいかなる規定も、いずれかの当事者に対し、目的に関する協議または交渉を継続する義務、または機密情報であるかどうかにかかわらず、相手当事者に対して情報を開示する義務を課すものではない。

11. 協議の終了と守秘義務の期間

11.1 いずれかの当事者が相手当事者との目的への関与を継続しないことを決定した場合、本第11条に従って相手当事者に書面で通知する。

11.2 本契約は、いずれかの当事者が相手当事者に60日前に書面で通知することにより、または書面による相互の合意により終了することができる。

11.3 第11.1項に従い、目的に関する当事者間の協議が終了した場合でも、本契約に基づく各当事者の義務は、いずれかの当事者による機密情報の最後の開示日から5年間、完全な効力を持ち、有効に存続する。

11.4 目的に関する協議の終了は、いずれかの当事者が有する既得の権利または救済に影響を与えない。

11.5 協議の終了は、協議終了日より前に開示された機密情報に関するいずれかの当事者の権利または義務に影響を与えず、受領者が開示者の機密情報を保管または管理している限り継続する。

11.6 本契約は、協議終了日から5年間効力を有する。

12. パートナーシップ、代理店、ライセンスなし

12.1 本契約のいかなる規定も、当事者間のパートナーシップまたは合併事業を設立することを意図したものではなく、また、そのようにみなされるものでもなく、いずれかの当事者を他の当事者の代理人とするものでもなく、いずれかの当事者が他の当事者のためにまたは代理として約束をすることを承認するものでもなく、目的または機密情報に関して、一方の当事者から他方の当事者へのライセンスによる権利を付与または授与するものでもない。

12.2 各当事者は、自己の利益のために、他の者の利益のためではなく行動することを確認する。

13. 競業禁止

13.1 当事者は、目的と競合する、または類似する製品または事業提案を自身または第三者によって開発する目的で、機密情報を使用しないものとする。

13.2 相手方当事者の書面による事前の同意なしに、いずれの当事者も、本契約の期間中および本契約終了後12ヶ月間、自己の勘定で、または直接的もしくは間接的にいずれかの者と共同して、もしくは代理として、相手方当事者から

営業を勧誘、誘引、奪取したり、事業機会や努力を追求したり、またはその他の方法で、本契約で意図された目的で過去 12 ヶ月間に接触した、または本契約に関連して提供された機密情報の一部として詳細情報を受領した相手方当事者の第三者、ベンダー、顧客と取引してはならない。ただし、本義務を負う当事者が本契約締結日より前に取引または接触したことがある顧客または供給業者を除く。

14. 一般

14.1 譲渡およびその他の取引

いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の明示的な同意なしに、本契約に基づく権利および義務を譲渡、移転、抵当、担保、下請け、信託宣言、またはその他の方法で処理してはならない。

14.2 完全合意

- (a) 本契約は、契約によって排除できる法律によって暗示される条項を除き、本契約の日付における本契約の主題事項に関する両当事者間の完全な理解を構成し、両当事者間の以前のすべての書面または口頭の合意、取引の過程、および取り決めに終了および置き換えるものとする。
- (b) 本契約の署名前または署名時に作成された口頭または書面によるいかなる声明または合意も、本契約の書面による条項を変更または修正してはならない。また、いずれの当事者も、相互の合意、承認、またはその他の方法による修正が、両当事者によって署名され、本契約に具体的に言及する書面によるものでない限り、いつでも本契約のいずれかの条項の修正、変更、または解除を主張してはならない。

14.3 変更

本契約の変更は、書面で両当事者(またはその授権代理人)によって署名されていない限り、効力を生じない。

14.4 権利放棄なし

- (a) いずれの当事者も、本契約に関連する権利、権限、または救済手段を行使しないこと、または行使を遅延したことは、その権利放棄とはならず、単独または部分的な行使によって、その他またはそれ以上の行使が妨げられることはない。
- (b) いずれの当事者によって開始されたか、または相手方当事者に対して開始されたかにかかわらず、破産、管財人、譲渡、差押え、または押収の手続きの事例、または破産の場合におけるいずれかの当事者の管財人による、またはいずれかの当事者の債務者による両当事者間の契約の拒否は、本契約に含まれる権利および義務の放棄とはならない。
- (c) 本契約の違反の明示的な権利放棄は、その後の違反の権利放棄とはみなされない。ただし、そのような違反または不履行が、権利放棄された違反と同じか、類似しているか、または異なるかは問わない。

14.5 可分性

- (a) 本契約のいずれかの条項または一部条項が無効、違法、または執行不能であるか、またはそうなった場合、削除されたとみなされるが、本契約の残りの部分の有効性および執行可能性には影響しない。
- (b) 上記の第14.5条(a)に基づき本契約の条項の一部条項が削除されたとみなされる場合、両当事者は、可能な限り元の条項の意図された商業的結果を達成する代替条項に合意するために誠実に交渉するものとする。

14.6 通知

- (a) 本契約に基づき要求される、または関連して提供される通知は、書面で行い、相手方当事者に手渡し、書留郵便、料金前払い郵便、または両当事者が合意した翌営業日配達宅配便で送付する。
- (b) この第4条または第5条に基づき要求される、または関連して提供される通知は、開示の少なくとも30日前までに書面で提供し、開示の主張されるすべての根拠を明確に記載する。
- (c) この第14.6条は、訴訟手続きまたはその他の書類の送達、または該当する

場合、仲裁またはその他の紛争解決方法には適用しない。

14.7 第三者の権利

契約(第三者の権利)条例(香港法第 623 章)は、本契約に適用せず、本契約に特に規定されている場合を除き、本契約の当事者以外の者は本契約に基づく権利を有さず、本契約の当事者以外の者は本契約を執行できない。

14.8 副本

本契約は、複数の副本で作成することができ、各副本は原本とみなされるが、すべてを合わせて1つの同一の証書を構成する。

15. 準拠法および裁判管轄

15.1 本契約の有効性、解釈、および履行は、香港の法律に準拠し、解釈される。

15.2 各当事者は、本契約に基づき、または関連して発生する請求、紛争、または事項の解決について、香港の裁判所の専属管轄権に取消不能の形式で服する。

[署名ページに続く]

以上の証として、本契約の当事者は、最初に記載された日付に本契約を締結した。

「甲の名称」の署名)

)

[甲の名称]を代表し、取締役会の決議により)

正式に授権された取締役/授権署名者の署名。)

その署名は、以下の者の前で/により検証さ)

れた。)

)

)

) _____

証人の署名 : _____

証人の名前 : _____

「乙の名称」の署名)

)

「乙の名称」を代表し、取締役会の決議により)

正式に授権された取締役/授権署名者の署名。)

その署名は、以下の者の前で/により検証さ)

れた。)

)

)

) _____

証人の署名 : _____

証人の名前 : _____

サンプル契約#2：概念実証 (PoC)

(この例は、特定のプロジェクトに第三者のソリューションを使用することに関する概念実証契約に関連する。)

本契約は、[・]年[月][日]に締結される

以下当事者間において：

1. [会社名]([登記住所]) (「甲」)、[]に設立および登録

および

2. [会社名]([登記住所]) (「乙」)、[]に設立および登録

(それぞれ「当事者」、総称して「両当事者」)

前提

- (A) 甲は[技術]の開発者であり、当該技術(以下「技術」という)に関するすべてのノウハウおよびその他の知的財産権を所有する。
- (B) 乙は、乙の[事業の詳細を挿入]に利用するために、甲から技術を取得することを希望する。
- (C) 両当事者は、[目的の結果の詳細を挿入]を実行するために、甲が所有する[技術]を乙の[事業の詳細を挿入]に統合する可能性を判断するための概念実証研究を実施することに合意した。

よって、本契約に記載される相互の約束及び誓約を約因として、両当事者は以下の通り合意する。

1. 定義

「契約」とは、本契約および本契約の条項に従って行われた補足、修正または変更を意味する。

「データ」とは、検証に用いるプロジェクトのデータであり、別紙2に記載される。

「予備スケジュール」とは、別紙3に記載されるスケジュールを意味する。

「プロジェクト」とは、乙の[プロジェクトの詳細を挿入]を意味する。

「報告書」とは、甲が乙に提出する検証に関する報告書を意味する。

「技術」とは、甲が所有する[技術の詳細を挿入]を意味し、詳細は別紙1に記載される。

「検証」とは、プロジェクトへの技術の導入または適用に関する検証を意味する。

2. 目的

- 2.1. 乙が本契約を締結することを約因として、甲は、技術をプロジェクトに完全に実装するための両当事者間の共同研究開発契約を締結する見通しと目的（以下「検証の目的」）をもって、技術をプロジェクトにうまく実装できるかどうかの予備的評価を行うための技術検証を実施する。

3. 検証

- 3.1. 乙は、本契約締結後[28]日以内に甲にデータを提供する。
- 3.2. 甲は、検証を実施し、予備スケジュールに従って検証の目的を完了するためにあらゆる努力を払い、検証期間後1ヶ月以内に調査結果の報告書（以下「報告書」）を乙に提供する。
- 3.3. 乙は、報告書をレビューし、30日以内に報告書の書面による承認を甲に提供するか、異議を申し立てるか、または甲にさらなる試験を書面で要求する。疑義を避けるため、異議は、検証されるべき項目の結果の提供失敗、検証の実際結果と報告書の調査結果との間の不一致、誤植や脱落など、形式的な不備に関連する可能性がある。甲は、さらなる試験を実施し、乙によって提起された異議を満たす修正された報告書を再提出して、さらなる承認を得る。
- 3.4. 上記3.3項に従って異議が提起されない場合、報告書は乙によって承認され

たものとみなされ、検証の目的は達成されたものとみなされる。

4. 支払い

- 4.1. 乙は、以下の金額を分割払いする。
 - (a) 本契約締結時：HK\$[・]
 - (b) 報告書受領後 30 日以内：HK\$[・]
- 4.2. 本契約に基づく支払いは全て香港ドルで行う。支払いは電信送金または[甲の会社名またはその他の受取人の名前を挿入]を支払先とする小切手で行う。
- 4.3. 乙による支払いで、本契約に基づき支払期日から 30 日以内に支払われなかったものについては、法律で認められる範囲で、支払期日のハンセン銀行が発表する香港ドルプライムレートを適用した利息が発生する。

5. 知的財産権

- 5.1. 知的財産権とは、現在も将来も世界中のあらゆる場所に存在する、営業権、評判、機密情報に関する権利、著作権、商標、ロゴ、サービスマーク、考案、模型、図面、仕様書、ソースコードとオブジェクトコードの資料、データとプロセス、意匠権、特許権、ノウハウ、企業秘密、発明、外観、データベース権(登録の有無を問わない)およびあらゆるライセンス製品またはこれらの権利の保護のための登録、およびその更新と延長を含むがこれらに限定されない、すべての既得の、偶発的な、将来の知的財産権を意味する。
- 5.2. 乙は、技術の権利および権原の全ては、単独かつ排他的に甲が所有し続けることに同意し、これを認める。乙は、技術に関して一切の利益を有しない。
- 5.3. 検証の実施にあたり、甲は乙のデータを使用する必要がある。乙は、甲に対し、検証を実施する目的でのみ、かかるデータを使用するための、ロイヤルティフリー、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可、取消不能のライセンスを付与する。甲は、すべてのデータの権利および権原の全ては、単独かつ排他的に乙が所有し続けることに同意し、これを認める。本契約で明示的に規定されている場合を除き、甲はデータに関して一切の利益を有しない。
- 5.4. 報告書または検証の過程で発生するすべての知的財産権は、甲に帰属する。

- 5.5. 疑義を避けるため、本契約に基づき甲が乙に提出した報告書およびその他すべての書面による成果物は、乙の単独の財産となる。甲は、本契約に基づくすべての書面による成果物は、適用される著作権法で認められる範囲で「雇用作品」とみなされることを認める。甲は、かかる書面による成果物に関する世界中のすべての権利、権原、および利益を乙に取消不能に譲渡する。

6. 機密情報

- 6.1. 機密情報とは、設計に関する機密情報および会話だけでなく、検証の目的に関連するすべてのデータ、資料、製品、デジタル作品およびコンテンツ、技術および技術情報、コンピュータプログラムおよびアプリケーション、ノウハウ、アルゴリズム、方法論、ソースコード、仕様書、マニュアル、事業計画およびプロセス、ソフトウェア、マーケティング計画および設計、財務情報、その他の情報(書面、口頭、視覚、サンプル、またはその他の媒体で開示されたかどうかにかかわらず)であって、開示者またはその代表者が、本契約の日付の前後を問わず、直接的または間接的に受領者またはその代表者に対して開示または利用可能にするものを含むが、これらに限定されない。
- 6.2. 情報は、以下の場合、秘密情報ではない。
- (a) 受領者またはその代表者、あるいは受領者の代表者または関係者による本契約違反の情報開示の直接的または間接的な結果としてではなく、一般に公開されている、または公開されるようになった場合
 - (b) 開示者による開示前に、受領者が機密保持義務なしで入手できた場合
 - (c) 受領者の知る限り、当該情報に関して機密保持義務を負わず、かつ合法的に当該情報を所有する者から、受領者が機密保持義務なしで入手できた、入手できる、または入手できるようになった場合
 - (d) 開示者によって情報が開示される前に、受領者が合法的に所有していた場合
 - (e) 本契約に違反することなく、いずれかの当事者によって独自に開発された場合。ただし、独自開発の主張は、裏付けとなる証拠によって実証さ

れなければならない。または

(f) 当事者が書面で、その情報は機密ではないことに同意した場合

6.3. 開示者が機密情報を受領者に提供するのと引き換えに、受領者は開示者に対し、以下のことを約束する。

(a) 秘密情報を秘密かつ機密に保つこと

(b) 検証の目的以外で機密情報を使用または利用しないこと

(c) 検証の目的のために厳密に必要であり、開示者が明示的に許可し、かつ本契約に従う場合を除き、機密情報の全部または一部を、直接的または間接的に漏洩、開示、伝達しない、または漏洩、開示、伝達されることを許可しない、または利用可能にしないこと

(d) 検証の目的のために厳密に必要である場合を除き、機密情報を複製、書面に落とす、またはその他の方法で記録しないこと。そのような複製、書面への落とし込み、および記録はすべて開示者の所有物となる

(e) 機密情報が書面に落とされた、またはその他の形で保存もしくは記録された場合、検証の目的以外では、いずれの当事者も複製および/または再生しない

6.4. 両当事者は、不正アクセスまたは使用から機密情報を保護するために、開示者が提案する合理的かつ合意されたセキュリティ対策を含む、適切なセキュリティ対策と予防措置を確立および維持する。

6.5. 受領者は、以下の場合に限り、その代表者に機密情報を開示できる。

(a) 開示前に、それらの代表者に機密情報の機密性について通知すること、かつ

(b) それらの代表者が受領者であるかのように、この第6条の機密保持義務を遵守することを保証すること

- 6.6. 受領者は、機密情報に関して、代表者の作為または不作為について、それらが受領者自身の作為または不作為であるかのように責任を負う。
- 6.7. この第6条に従い、両当事者は、相手方当事者によって明確かつ明示的に許可および同意されない限り、機密情報を第三者に開示、公開、またはその他の方法で開示または利用可能にしてはならない。
- 6.8. この第6条の規定に従い、当事者は、以下によって必要とされる最小限の範囲で機密情報を開示できる。
- (a) 管轄権を有する裁判所または規制機関、司法機関、政府機関もしくは同様の機関、または管轄権を有する税務当局の命令
 - (b) その業務が服する国の法律または規制
- 6.9. 第6.8項に従い機密情報をいかなる開示する前、当事者は、法で許される範囲で、当該開示について可能な限り多くの通知を相手方当事者に与えるようあらゆる合理的な努力をする。
- 6.10. 当事者が第6.8項に従い機密情報を開示する前に相手方当事者に通知できない場合、法で許される範囲で、開示のすべての状況と開示された情報を、当該開示後合理的に実行可能な限り速やかに相手方当事者に通知する。

7. 機密情報の返却または破棄

- 7.1. 開示者から受領者へ書面による通知でいつでも要請された場合、受領者は10暦日以内に以下を行う：
- (a) 開示者の機密情報を含む、反映する、組み込む、または基づくすべての文書、資料、およびすべてのコピーを破棄または開示者に返却する。
 - (b) 開示者の機密情報を、自社で使用されるコンピュータおよび通信システムとデバイス、または電子形式で保存されているものからすべて消去する。
 - (c) 技術的および法的に実行可能な範囲で、第三者が提供するシステムおよ

びデータストレージサービスに電子形式で保存されている開示者の機密情報をすべて消去する。そして

(d) 本第 7.1 項の要件を遵守したことを開示者に書面で確認する。

7.2. 第 7.1 項のいかなる規定も、適用法により保持する必要がある、または管轄権を有する規制当局もしくは機関の要件を満たすために必要な、開示者の機密情報を含む、または基づく文書および資料を受領者が返却または破棄することを要求しない。本契約の条項は、本第 7.2 項に従い受領者が保持するすべての文書および資料に引き続き適用される。

8. 保証と責任の制限

8.1. 当事者 1 は、以下を表明、保証、および同意する：

(a) 法律に基づき、正式に組織され、有効に存在し、良好な状態にある法人である。

(b) 検証の実施およびその結果の提示において、合理的な注意、スキル、および専門的知識を提供する。当事者 2 は、本契約に基づく検証の提供のために当事者 1 が合理的に必要とする情報と支援を当事者 1 に提供する。

(c) 検証の結果と成果物は、「現状有姿」で当事者 1 に提供される。当事者 1 は、商品性および特定目的への適合性の黙示的保証を含むがこれらに限定されない、すべての明示的または黙示的な保証を否認し、書面による成果物の結果と成果物の使用に関して一切の責任を負わない。

(d) 検証の結果と成果物の使用は当事者 2 の裁量に委ねられ、当事者 1 は、当事者 2、その子会社、関連会社、代理人、またはその他の当事者による検証に起因する結果と成果物の使用に直接的または間接的に関連するいかなる請求または責任についても責任を負わない。

8.2. 当事者 2 は、以下を表明、保証、および同意する：

(a) 法律に基づき、正式に組織され、有効に存在し、良好な状態にある法人である。

- (b) Party 1 とその役員、取締役、従業員、代理人、関連会社、および承継人に対して、検証またはその結果および成果物から生じる、またはそれらに関連する、またはそれらに関連して、本契約に基づくか不法行為に基づくかを問わず、一切の請求権を有しないものとし、Party 2 は、そのような請求権を有する場合、当該請求権を取消不能かつ無条件に放棄する。

9. 期間と終了

- 9.1. 本契約は、発効日から 6 ヶ月間、または報告書が承認された日のいずれか早い日まで有効とする。
- 9.2. いずれの当事者も、他の当事者に[・] ([・]) ヶ月以上の書面による終了通知を行うことにより、本契約を終了する権利を有するものとする。ただし、利用可能な他の権利または救済に影響を与えることなく。
- 9.3. いずれの当事者も、以下の場合、相手方当事者に書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに終了する権利を有する。ただし、他の権利を害することなく。
 - (a) 相手方当事者が本契約の重大な違反を犯し、かつ、相手方当事者がその旨の書面による通知を受領した後[・] ([・]) 営業日経過しても当該不履行が是正されない場合。
 - (b) 相手方当事者が支払期日に債務を支払うことができなくなった場合、または債権者の利益のために譲渡した場合、または管轄区域、国、または地域の破産法または倒産法に基づく申立てを提出しまたは提出を許可した場合、または事業または財産について管財人または受託者が選任された場合、または破産者または倒産者と宣告された場合。
 - (c) 相手方当事者が、本契約に含まれる重要な条件、合意、または約款を履行せず、かつ、その違反が回復不能な場合。

10. 満了または終了の効果

- 10.1. 本契約の満了または終了と同時に、本契約に基づき各当事者に付与されたす

すべての権利は、自動的かつ直ちに付与当事者に復帰する。

- 10.2. 本契約の満了後、プロジェクトが実行可能であることが確認された場合、技術をプロジェクトに完全に実装するために、共同研究開発契約を締結することについての協議を直ちに開始する。Party 2 は、共同研究開発の段階に進むかどうかを検討し、報告書の確認完了後1ヶ月以内にParty 1に書面で決定を通知する。

11. パートナーシップ、代理店、ライセンスなし

- 11.1. 本契約のいかなる規定も、当事者間のパートナーシップまたは合弁事業を設立することを意図したものではなく、また、そのようにみなされるものでもなく、いずれかの当事者を他の当事者の代理人とするものでもなく、いずれかの当事者が他の当事者のためにまたは代理として約束をすることを承認するものでもなく、目的または機密情報に関して、一方の当事者から他方の当事者へのライセンスによる権利を付与または授与するものでもない。
- 11.2. 各当事者は、自己の利益のために、他の者の利益のためではなく行動することを確認する。

12. 一般

12.1. 譲渡およびその他の取引

- (a) いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の明示的な同意なしに、本契約に基づく権利および義務を譲渡、移転、抵当、担保、下請け、信託宣言、またはその他の方法で処理してはならない。

12.2. 完全合意

- (a) 本契約は、契約によって排除できる法律によって暗示される条項を除き、本契約の日付における本契約の主題事項に関する両当事者間の完全な理解を構成し、両当事者間の以前のすべての書面または口頭の合意、取引の過程、および取り決めで終了および置き換えるものとする。
- (b) 本契約の署名前または署名時に作成された口頭または書面によるいかな

る声明または合意も、本契約の書面による条項を変更または修正してはならない。また、いずれの当事者も、相互の合意、承認、またはその他の方法による修正が、両当事者によって署名され、本契約に具体的に言及する書面によるものでない限り、いつでも本契約のいずれかの条項の修正、変更、または解除を主張してはならない。

12.3. 変更

- (a) 本契約の変更は、書面で両当事者(またはその授権代理人)によって署名されていない限り、効力を生じない。

12.4. 権利放棄なし

- (a) いずれの当事者も、本契約に関連する権利、権限、または救済手段を行使しないこと、または行使を遅延したことは、その権利放棄とはならず、単独または部分的な行使によって、その他またはそれ以上の行使が妨げられることはない。
- (b) いずれの当事者によって開始されたか、または相手方当事者に対して開始されたかにかかわらず、破産、管財人、譲渡、差押え、または押収の手続きの事例、または破産の場合におけるいずれかの当事者の管財人による、またはいずれかの当事者の債務者による両当事者間の契約の拒否は、本契約に含まれる権利および義務の放棄とはならない。
- (c) 本契約の違反の明示的な権利放棄は、その後の違反の権利放棄とはみなされない。ただし、そのような違反または不履行が、権利放棄された違反と同じか、類似しているか、または異なるかは問わない。

12.5. 可分性

- (a) 本契約のいずれかの条項または一部条項が無効、違法、または執行不能であるか、またはそうなった場合、削除されたとみなされるが、本契約の残りの部分の有効性および執行可能性には影響しない。
- (b) 本契約のいずれかの条項または条項の一部が上記の第 12.5 条 (a) に基づいて削除されたと見なされる場合、両当事者は、可能な限り元の条項の

意図された商業的結果を達成する代替条項について誠実に交渉する。

12.6. 通知

- (a) 本契約で要求される、または本契約に関連して行われる通知は、書面で行われ、相手方当事者に手渡し、書留郵便、料金前払い郵便、または両当事者が合意した翌営業日配達の宅配便で送付する。
- (b) この第 6.9 条または第 6.10 条で要求される、またはこれらに関連して行われる通知は、当該開示の少なくとも 30 日前までに書面で送付するものとし、開示の主張されるすべての根拠を明確に記載するものとする。
- (c) この第 12.6 条は、訴訟手続きまたはその他の書類の送達、または該当する場合、仲裁またはその他の紛争解決方法には適用されない。

12.7. 第三者の権利

- (a) 契約(第三者の権利)条例(香港法第 623 章)は、本契約に適用せず、本契約に特に規定されている場合を除き、本契約の当事者以外の者は本契約に基づく権利を有さず、本契約の当事者以外の者は本契約を執行できない。

12.8. 副本

- (a) 本契約は、複数の副本で作成することができ、各副本は原本とみなされるが、すべてを合わせて 1 つの同一の証書を構成する。

13. 準拠法および裁判管轄

- 13.1. 本契約の有効性、解釈、および履行は、香港の法律に準拠し、解釈される。
- 13.2. 各当事者は、本契約に基づき、または関連して発生する請求、紛争、または事項の解決について、香港の裁判所の専属管轄権に取消不能の形式で服する。

[署名ページに続く]

以上の証として、本契約の当事者は、最初に記載された日付に本契約を締結した。

「甲の**名前**」の署名)

)

「甲の**名前**」を代表し、取締役会の決議により)
正式に授権された取締役/授権署名者の署名。)
その署名は、以下の者の面前で/により検証さ)
れた。)

)

)

) _____

証人の署名 : _____

証人の名前 : _____

「乙の**名前**」の署名)

)

「乙の**名前**」を代表し、取締役会の決議により)
正式に授権された取締役/授権署名者の署名。)
その署名は、以下の者の面前で/により検証さ)
れた。)

)

)

) _____

証人の署名 : _____

証人の名前 : _____

スケジュール 1

[技術]

スケジュール 2

[データ]

スケジュール 3

[予備スケジュール]

サンプル契約#3：共同研究開発契約

本契約は、[・]年[月][日]に締結される

以下当事者間において：

1. [会社名]([登記住所])（「クライアント」）は、[]で設立および登記されている。

および

2. [会社名]([登記住所])（「研究者」）は、[]で設立および登記されている。

（それぞれ「当事者」、総称して「両当事者」）

前提

A. 研究者は香港で登記されている会社だ。

B. クライアントは、本契約のスケジュール 1 に記載されている特定の作業範囲と成果物（以下「研究サービス」という）について、[プロジェクトの詳細]に関するサービスを研究者から受けることを希望する。

よって、本契約に記載される相互の約束及び誓約を約因として、両当事者は以下の通り合意する。

1. 定義

「契約」とは、本契約および本契約の条項に従って行われた補足、修正または変更を意味する。

「主任研究員」とは、本契約に基づき、研究者が随時指名する研究者の主要連絡担当者をいう。

2. 研究サービスの契約

2.1 本契約締結の対価として、研究者は、本契約の条件に従い、本契約の別紙 1

に定める研究サービスおよび成果物を顧客に提供する。研究サービスは、本契約の署名後、および第 3.1 項に規定する全額の支払いを受領した後に開始され、別紙 1 に示す時間スケジュールに従って実施される。

2.2 主任研究員

[氏名]教授は、本契約に基づく最初の主任研究員として研究者によって指名される。[何らかの理由で[氏名]教授が主任研究員としての役割を継続できなくなり、研究者と顧客の双方にとって許容できる後任者がいない場合、本契約は第 6 項の規定に従って終了する。]

2.3 連絡

[氏名]は、研究サービスに関する顧客の連絡担当者となる。

- 2.4 研究者は、本契約の別紙 1 に明示的に指定された研究サービスのみを提供する義務を負い、本契約に明示的に指定されていないその他のサービスを提供する義務を負わない。特に、別段の合意がない限り、研究者は、研究サービスの完了後に研究サービスの結果を更新またはさらに修正する義務を負わない。本契約に明示的に指定されていない追加サービスは、研究者と顧客の間の別途の相互合意の対象となる。前述の一般性を制限することなく、研究者は追加サービスの要求を拒否する権利を留保する。

3. 支払い

- 3.1 顧客は、本契約の署名時に、研究者に対し、合計 HK\$[・]の返金不可の金額を支払う。前記金額は、研究者によって発行された請求書の受領から 30 日以内に、顧客によって研究者に支払われる。支払いに関しては、期日は厳守される。
- 3.2 本契約に基づいて行われるすべての支払いは、香港ドルで行われる。支払いは、電信送金または[研究者会社名またはその他の受取人名]を支払先とする小切手で行われる。
- 3.3 本契約に基づき支払われるべき顧客による支払いが、支払期日から 30 日以内に支払われない場合、法律で認められる範囲で、支払期日におけるハ

ンセン銀行が報告する香港ドルプライムレートの利息が加算される。

4. 知的財産権

- 4.1 研究者は、研究サービスの提供において、別紙2に規定するバックグラウンド知的財産(以下「**研究者バックグラウンド知的財産**」という)を利用する。顧客は、すべての研究者バックグラウンド知的財産のすべての権利および権原が研究者のみによって単独かつ排他的に所有され続け、研究者は、いかなる目的であれ、いかなる当事者とであれ、研究者バックグラウンド知的財産を利用およびさらに開発する権利を有することに同意し、これを認める。本契約に明示的に規定されている場合を除き、顧客は、研究者バックグラウンド知的財産にいかなる権利も有しない。
- 4.2 クライアントが所有する特定のバックグラウンド知的財産(以下「**クライアントバックグラウンド知的財産**」という)を、研究者が研究サービスの提供において使用することが求められる場合、クライアントは、研究サービスを実施する目的でのみ、クライアントバックグラウンド知的財産を使用するための、無償、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可、かつ取消不能のライセンスを研究者に許諾する。研究者は、すべてのクライアントバックグラウンド知的財産のすべての権利および権原は、単独かつ排他的にクライアントが所有し続け、クライアントは、いかなる目的でも、いかなる当事者ともクライアントバックグラウンド知的財産を利用およびさらに開発する権利を有することを同意し、承認する。本契約に明示的に規定されている場合を除き、研究者は、クライアントバックグラウンド知的財産にいかなる権利も有しない。
- 4.3 研究サービスから直接生み出された成果および関連する知的財産権(以下「**フォアグラウンド知的財産**」という)におけるすべての権利、権原、および利益の所有権は、研究者の関連研究者が当該フォアグラウンド知的財産の発明者としてのすべての著作権人格権を享受することを除き、クライアントに帰属し、クライアントが完全に所有する。
- 4.4 フォアグラウンド知的財産が研究者バックグラウンド知的財産を組み込んでいる場合、研究者は、クライアントの関連会社にサブライセンス可能な、研究サービスからの成果物利用および将来の商業化を目的とした、世界的、無償、非独占的、譲渡不可、かつ取消不能のライセンスをクラ

クライアントに許諾する。ただし、他の目的には使用できない。

- 4.5 研究サービスの過程で作成された、研究サービスに直接関係せず、クライアントがフォアグラウンド知的財産を利用するために必要でない知的財産権におけるすべての権利、権原、および利益の所有権は、発明への貢献に基づき、かつ両当事者間の書面による合意により、誠実に決定する。各当事者は、自社の従業員、独立請負業者、またはコンサルタントによって単独で生み出された当該知的財産権を単独で所有する。

5. 機密保持および類似の研究サービス

- 5.1 本契約において、「機密情報」とは、一方の当事者から他方の当事者に本契約に基づき機密に開示されたすべての情報および/または資料であって、機密または専有としてマークされているもの、または口頭で開示された場合は、開示日から 15 日以内に書面化され、受領当事者に機密としてマークされて送付されたものをいう。
- 5.2 機密情報には、(i) 開示時に公知であった情報、(ii) 開示当事者の事前の書面による承認を得て開示された情報、(iii) 受領当事者が、開示当事者以外の情報開示を禁じられていない情報源から、非機密ベースで知った情報、(iv) 受領当事者が独自に開発した情報、または (v) 政府または裁判所の命令に従って開示された情報は含まれない。
- 5.3 両当事者は、本契約の期間中および完了または終了後 3 年間、機密情報を機密に保持し、両当事者は本契約の目的のためだけに機密情報を使用する。
- 5.4 本書に含まれる如何なる規定にも拘わらず、各当事者は、研究サービスの履行を促進するために、必要に応じて役員、従業員、コンサルタント、代理人、および学生に機密情報を開示できる。ただし、これらの者が本書に含まれる条項と少なくとも同程度の制限力を持つ条項に拘束されることに同意する場合に限る。
- 5.5 本契約のいかなる条項にも関わらず、研究者は、クライアントに各出版物をレビューして機密情報の不注意による開示を特定するための 15 日間の期間を提供した後、研究サービスを公開できる。

- 5.6 本契約のいかなる条項にも関わらず、クライアントは、研究者がクライアントの名前、研究サービスのタイトルと範囲を内部報告の目的でのみ使用できることを認め、同意する。
- 5.7 クライアントは、研究者が他の人または会社のために、研究サービスと全体的または部分的に類似した性質のサービス（「その他のサービス」）を実行することを認め、同意する。本書に含まれるいかなるものも、研究者が他の人または会社のためにその他のサービスを実行または継続することを妨げるものではなく、また妨げることを意図したものではないことを明確に理解する。ただし、その他のサービスの実行が、研究者がクライアントに提供する研究サービスの適切な実行を妨げないことを条件とする。
- 5.8 第5条に定める守秘義務および不使用義務にも関わらず、受領当事者は、適用法、裁判所命令、または政府規制の遵守のために開示が必要な相手方当事者の機密情報を開示できる。ただし、受領当事者が開示当事者に当該開示の事前の書面による通知を行い、当該開示を回避および/または最小限に抑えるための合理的かつ合法的な措置を講じることを条件とする。事前の書面による通知は、当初当該情報を開示した当事者が当該開示に異議を申し立てたり、保護命令またはその他の便宜を求めて開示が必要な情報の機密性を保護できるように、合理的に可能な限り速やかに行う必要がある。

6. 契約終了

- 6.1 いずれかの当事者（本条では「**終了当事者**」という）は、相手方当事者が本契約のいずれかの条項に違反し、是正可能な違反の場合、終了当事者から違反の詳細を明記した書面による通知を受け取ってから 15 日以内には正しない場合、相手方当事者に書面による通知を行うことにより、本契約を終了する権利を有する。
- 6.2 いずれの当事者も、相手方当事者に 30 日前に書面で通知することにより、本契約を終了する権利を有する。

- 6.3 クライアントは、本契約の終了前に研究者が実施した研究サービスの部分、および研究者が負担または発生した費用を研究者に支払う。研究者は、本契約の終了時にクライアントに研究サービスの一部を提供する義務を負わない。
- 6.4 本契約が終了した場合、クライアントは、終了日を含む終了日までに完了した研究サービスの結果と成果物の所有権を保持する。いかなる状況においても、本契約の終了時に研究者による返金はない。本契約の終了は、一方の当事者が法律または本契約に基づいて権利を有する可能性のあるその他の権利を損なうものではなく、いずれかの当事者の発生済みの権利に影響を与えない。
- 6.5 第4条、第5条、第6.3条、第6.4条、第6.5条、第7.2条から第7.7条、第7.9条から第7.12条、第8.7条および第8.8条は、本契約の満了または終了後も有効に存続する。

7. 保証と責任の制限

- 7.1 研究者は、研究サービスの履行およびその結果の提示において、合理的な注意、技能、専門的知識を提供することに同意する。クライアントは、本契約に基づく研究サービスの提供のために研究者が合理的に必要とする情報と支援を研究者に提供する。
- 7.2 研究サービスの結果と成果物、およびフォアグラウンド知的財産(もしあれば)は、本契約第4条に基づいて付与された権利に従い、「現状有姿」でクライアントに提供される。研究者は、商品性および特定目的への適合性の黙示的保証を含むがこれらに限定されない、明示または黙示を問わず、すべての保証を否認し、研究サービスの結果と成果物、およびフォアグラウンド知的財産(もしあれば)の使用に関して一切の責任を負わない。
- 7.3 本契約第4条に基づいて付与された権利に従うことを条件として、研究サービスの結果と成果物、およびフォアグラウンド知的財産(もしあれば)の使用はクライアントの裁量に委ねられ、研究者は、クライアント、その子会社、関連会社、協力会社、代理店、またはその他の当事者による研究サービスおよびフォアグラウンド知的財産(もしあれば)から生じる

結果および成果物の使用に直接的または間接的に関連するいかなる請求または責任についても責任を負わない。

- 7.4 研究者は、研究者のバックグラウンド知的財産、研究サービスの結果と成果物 およびフォアグラウンド知的財産(もしあれば)の特許性について、いかなる保証も行わない。
- 7.5 研究者は、研究者のバックグラウンド知的財産、研究サービスの結果と成果物、およびフォアグラウンド知的財産(もしあれば)に関して、特許権 および知的財産権を含む第三者の権利および権原の非侵害について、いかなる保証も行わない。
- 7.6 クライアントは、研究サービスおよび本契約に関する文献または発表において、あるいは製品および/またはサービスの推奨および公共の宣伝のために、研究者の事前の書面による許可を得ることなく、研究者の名称またはその変形、翻案、もしくは省略形、またはその従業員の名称、あるいは研究者が所有または管理する登録商標もしくは未登録商標、サービスマーク、商号、商標名、および/またはロゴを使用(または他の当事者に使用を許可)してはならない。ただし、当該許可は不当に留保されないものとする。
- 7.7 本契約のいかなる規定にもかかわらず、クライアントは、研究者バックグラウンド知的財産および/または研究サービスの結果および成果物および/または前景知的財産(もしあれば)の使用に関して、研究者に対して請求、訴訟、異議、または訴訟手続きを起こさず、研究者およびその役員、取締役、従業員、代理人、関連会社、承継人、および譲受人を、研究サービスまたは研究サービスの結果および成果物または前景知的財産(もしあれば)または研究者バックグラウンド知的財産または本契約に起因または関連して生じるあらゆる種類の損失、損害、または請求(本契約に基づくか、不法行為に基づくかを問わない)に関する一切の責任から取消不能かつ無条件に免責し、クライアントが彼らに対して有する可能性のある請求権を放棄する。さらに、研究者は、いかなる場合においても、クライアントに対して、利益、事業、収益、営業権の損失、または間接的または派生的損失または損害について責任を負わない。
- 7.8 本契約のいかなる規定にもかかわらず、いずれの当事者も、テロ、戦争、軍

事行動、暴動、政府の行為、天災、地震、台風、暴風雨、異常気象、洪水、水、電力またはその他の必須供給の中断、火災、放火または第三者による犯罪行為、貿易または労働争議、または問題の当事者の合理的な支配を超えるその他の原因または事象を含む、問題の当事者の支配を超える原因または事象が唯一の理由である場合、本契約に基づく義務を履行できなかったとしても、本契約に違反しない。本条項を援用する当事者は、当該不可抗力事象の発生後できるだけ速やかに、相手方当事者に書面による通知と当該不可抗力事象の完全な詳細を提供する。研究者とクライアントの両方は、それぞれの側で不可抗力の影響を軽減するために合理的な努力をする。

- 7.9 本契約のいかなる規定にもかかわらず、クライアントに対する研究者の総責任(もしあれば)(本契約に基づくか、不法行為に基づくかを問わない)は、いかなる場合においても、クライアントが本契約に基づき研究者に既に支払った実際の金額を超えない。
- 7.10 本契約第4条に基づき付与された権利に従い、クライアントが研究サービスの結果および成果物、および/またはフォアグラウンド知的財産(もしあれば)を商業目的で使用する場合、クライアントは、研究サービスの結果および成果物、および/またはフォアグラウンド知的財産(もしあれば)の使用から生成および/または派生した製品および/またはサービスの仕様、材料、品質、製造方法を管理する全責任を負うことを保証し、特定の商品の輸出を禁止する、またはライセンスを必要とする関連法規を含むがこれらに限定されない、特定の商品の輸出を管理するすべての関連法規を遵守する。クライアントはさらに、研究サービスの結果および成果物、および/またはフォアグラウンド知的財産(もしあれば)は非軍事用途にのみ使用されることを認め、同意する。クライアントは、すべての関連法規を遵守すること、かかる法規の違反について単独で責任を負うこと、およびかかる違反の結果について研究者を完全に補償し、防御し、免責することを研究者に書面で保証する。疑義を避けるため、クライアントは、商品化前に、製品および/またはサービスについて実施可能性調査および侵害の有無の確認を行う責任を負う。
- 7.11 本契約のいかなる規定にもかかわらず、クライアントは、研究サービス、研究の結果および成果物、フォアグラウンド知的財産(もしあれば)、研究者バックグラウンド知的財産、または本契約に起因または関連して、

研究者およびその役員、取締役、従業員、代理人、関連会社、および後継者に対して、(本契約に基づくか、不法行為によるか、その他にかかわらず)一切の請求権を有しないことに同意し、認める。また、クライアントがそのような請求権を有する場合、クライアントはかかる請求権を取消不能かつ無条件に放棄する。

- 7.12 クライアントは、クライアント、その従業員、代理人、コンサルタント、または研究サービスに参加するその他の人員が、本契約に基づく研究サービスに関連して、贈収賄防止条例に違反しないこと、および違反していないことを保証し、約束する。

8. 雑則

- 8.1 両当事者は、独立した契約者として本契約を締結する。本契約のいかなる条項も、両当事者間に雇用者/従業員、パートナーシップ、または合併事業の関係を確立するものと解釈されない。本契約で許可されている場合を除き、いずれの当事者も、他の当事者の代理人として行動する権限を与えられていない。
- 8.2 本契約で明示的に許可されている場合を除き、いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、譲渡、サブライセンス、その他の方法で、本契約の利益または負担を処理してはならない。
- 8.3 本契約の特定の条項の無効性または執行不能性は、他の条項に影響を与えず、いずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合、本契約の残りの部分は、無効または執行不能な条項が省略されたものとして、あらゆる点で解釈される。
- 8.4 本契約は、すべての当事者の書面による同意がある場合を除き、いかなる方法でも補足または修正することはできない。
- 8.5 本契約は、本契約に記載の主題事項について、両当事者間の完全なる合意を構成する。研究サービスに関する事前の取り決め、合意、表明、または約束はすべて無効となる。
- 8.6 両当事者は、互いに満足のいく関係にとって協力と相互尊重の精神が最も

重要であることに同意する。紛争が生じた場合、両当事者は、公正、実用的かつ迅速な解決に達するためにあらゆる努力をする。

- 8.7 本契約は、中華人民共和国香港特別行政区の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、抵触法の規定または原則は参照されない。本契約から、または本契約に関連して生じる紛争、論争、または請求、あるいはその違反、終了、または無効については、現行の UNCITRAL 仲裁規則に従って仲裁により解決されるものとする。任命機関は香港国際仲裁センター（「HKIAC」）とする。仲裁地は香港の HKIAC とする。仲裁人は1名のみとする。仲裁手続きに使用する言語は英語とする。
- 8.8 本契約は両当事者にとって個人的なものであり、両当事者の利益のためだけに締結されたものであり、第三者に権利を創設または付与したり、第三者に利益を与えることを意図するものではない。契約（第三者の権利）条例（香港法第 623 章）および／または第三者に本契約の条項を執行する権利を与える、または付与する、いかなる法域における同等の法律の適用は明示的に除外され、本契約のいかなる条項も、本契約の当事者ではない者によって執行可能ではない、または執行可能であることを意図していない。本契約の当事者が、本契約に基づいて、または本契約に関連して、本契約を終了、解除、または修正、放棄、変更、または和解に同意する権利は、第三者の同意を必要としない。

[署名ページに続く]

以上の証として、本契約の当事者は、最初に記載された日付に本契約を締結した。

[クライアントの名称]の署名)
)
取締役/授権署名者(取締役会の決議により正)
式に授権)が、署名が[クライアントの名称]に)
よって/《HL_2》の面前で検証された《FN_2》)
の代理として署名)
)
) _____

証人の署名 : _____

証人の名称 : _____

[研究者の名称]署名)
)
[研究者の名称]の取締役/授権署名者(取締役)
会の決議により正式に授権された) [研究者の)
名称]を代表して、その署名は以下により/の)
前で検証された :)
)
) _____

証人の署名 : _____

証人の名称 : _____

スケジュール 1 :

作業範囲

[プロジェクトの範囲を挿入]

成果物

[必要な成果物を挿入]

タイムスケジュール

マイルストーン		タイムライン
1	[最初のマイルストーンの詳細を挿入]	
2	[2 番目のマイルストーンの詳細を挿入]	
3	[3 番目のマイルストーンの詳細を挿入]	

スケジュール 2 :

研究者の背景知的財産

タイトル :

特許状況 : 

サンプル契約#4：ライセンス契約

本契約は、[・]年[月][日]に締結される

以下当事者間において：

3. [会社名]([登記住所])(「**ライセンサー**」)、[]に設立および登記。

および

4. [登記住所]の[会社名](「**ライセンシー**」)は、[]に設立および登録されている

(それぞれ「**当事者**」、総称して「**両当事者**」)

前提：

- A. ライセンサーは[technology]の開発者であり、当該技術(「**技術**」)に関するすべての特許、ノウハウ、およびその他の知的財産権を所有する。
- B. ライセンシーは、ライセンサーから、下記に定める条件に従い、地域において分野で技術を開発および商業化するための、技術に基づく[独占的/非独占的]ライセンスを取得することを希望し、ライセンサーは、ライセンシーに当該ライセンスを付与することを希望する。

したがって、以下に記載する相互の誓約、条件、および条項を約因として、その他の正当かつ貴重な約因のために、ここに以下のとおり合意する。

1. 定義と解釈

1.1. 本契約において、以下の表現は、文脈上他に要求されない限り、以下の意味を有する。

「**営業日**」 香港特別行政区において、銀行が営業している土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。

「**機密情報**」 本契約又はこちらに含まれる取引若しくは取決めに関連

する、もしくは関係するデータ若しくは情報であり、技術及びそれに含まれる知的財産権を含む。

- 「発効日」 本契約の日付をいう。
- 「技術」 添付のスケジュール 1 に記載されている通り、[技術の詳細]をいう。
- 「期間」 [・]に開始し、[・]に終了する（両日を含む）。ただし、本契約に定めるところにより早期に終了する場合を除く。
- 「地域」 香港特別行政区、中華人民共和国、及び[・]のみ。

1. 2. 本契約において、特に指定のない限り：

- (a) 条項、スケジュール、および段落の見出しは、本契約の解釈に影響を与えない。
- (b) スケジュールは本契約の一部を構成し、本契約の本文に完全に記載されているかのように効力を有する。本契約への言及には、スケジュールが含まれる。

1. 3. 制定法または法定文書またはそれらの規定への言及は、発効日以降に修正または再制定された、またはされる可能性のある、当該制定法または法定文書または当該規定への言及として解釈される。

1. 4. この第 1 条で定義された用語の文法的な異形は、それに対応する意味を持つ。そして

1. 5. 以下への言及：

- (a) 「承認」または「同意」は、関係当事者の書面による事前の承認または同意を意味する。
- (b) 「通知」とは、第 15 条で定義されている書面による通知を意味する。

(c) 「第三者」とは、当事者またはそれぞれの関連会社以外の者を意味する。

2. ライセンスの付与

2.1. ライセンサーは、本契約の期間中、本契約の条件に従い、発効日から、地域において技術を利用可能にし、使用するための非独占的、譲渡不可のライセンスをライセンシーに付与する。

2.2. ライセンサーは、さらに、本契約期間中、ライセンシーの要請に応じて、可能な限り速やかに、最大限の努力をもって、以下を含むがこれに限定されない保守サービスおよび成果物をライセンシーに提供することに同意する。

2.2.1. ソフトウェアの実装。これには、インストール、開発、ユーザビリティテスト、展開、ユーザー受け入れテスト、パフォーマンスのカスタマイズ、商用ローンチ、および商用ローンチ後のサポートを含む。

2.2.2. 本技術に基づく保守およびパフォーマンスのカスタマイズを含む、ソフトウェアの継続的なサポート。

3. 報酬および支払い

3.1. 上記第2項に基づくライセンスおよび保守サービスの付与の対価として、ライセンシーはライセンサーに以下を支払うものとする。

3.1.1. 本契約の発効日から14日以内に、HK\$[・]の前払い金

3.1.2. 本契約の契約期間中、本契約の記念日から14日以内に、HK\$[・]の年間ライセンス料

3.2. すべての支払いは、香港ドルで、ライセンサーの口座（詳細は以下のとおり）またはライセンサーが別途指示する口座に行うものとする。

銀行名：	
銀行住所：	
口座名義：	
口座番号：	
SWIFTコード：	

- 3.3. ライセンシーは、現在または今後課されるすべての税金、関税、課徴金、賦課金、または類似の料金を支払い、ライセンサーを恒久的に免責するものとする。
- 3.4. ライセンシーは、通常の事業所において、本契約に関するすべての取引を網羅する正確な会計帳簿および記録を保管および維持するものとする。ライセンサーまたはその指定者は、以下を行う権利を有する。
 - 3.4.1. ライセンシーへの[・] ([・])日前の書面による通知をもって、契約期間中または契約期間後いつでも、合理的な営業時間内に、当該帳簿および記録を監査および検査すること
 - 3.4.2. 本契約に関する取引にのみ関連して、当該帳簿および記録のコピーおよび概要を入手すること。ライセンシーは、本契約の満了または終了後、少なくとも[・] ([・])ヶ月間、当該会計帳簿および記録をすべて保持するものとする。

4. 知的財産

- 4.1. 知的財産権とは、現在または将来において世界のいずれかの地域に存在する、すべての既得の、条件付きの、および将来の知的財産権を意味し、これには、営業権、評判、機密情報に関する権利、著作権、商標、ロゴ、サービスマーク、デバイス計画、モデル、図表、仕様書、ソースコードおよびオブジェクトコードの資料、データおよびプロセス、意匠権、特許、ノウハウ、企業秘密、発明、外観、データベース権(登録済みか未登録かを問わない)、またはこれらの権利の保護のための登録、およびそのすべての更新および延長を含むが、これらに限定されない。
- 4.2. ライセンシーは、ライセンサーが本技術およびそれに含まれるすべての知的財産権の所有者であることを認め、ライセンシーは、本技術の所有権に対するライセンサーの主張に異議を申し立てないものとする。ライセンシーによる本技術の使用から生じる営業権は、ライセンサーに帰属するものとする。
- 4.3. 本契約、ライセンサーまたはライセンシーによる作為、不作為、または陳述、あるいはライセンシーによる本技術の使用は、いかなる方法によっても、本技術またはその要素もしくは一部、あるいはその他の権利(著作権、商標、商号、サービ

スマーク、特許、ノウハウ、または関連する営業権を含むが、これらに限定されない)に対する権利、権原、または利益の譲渡を付与または暗示するものではなく、これらの権利の所有権は、単独にかつ排他的にライセンサーに帰属するものとする。

- 4.4. 実施権者は、期間中、その延長および/または更新中、またはその後いつでも、直接的または間接的に、これに関する知的財産権の有効性または実施許諾者の所有権に異議を申し立てたり、争ったりせず、いかなる方法によっても実施許諾者の所有権を害してはならず、また、直接的または間接的に他者がそうすることを支援または援助してはならない。
- 4.5. 実施権者は、直接的または間接的に、実施許諾者の知的財産権における権利を減少させ、危険にさらし、または無効にする可能性のある行為を行ってはならず、支援してはならず、また、許可してはならない。

5. 実施権者の表明、保証および補償

- 5.1. 実施権者は、以下を表明、保証、および同意する。
 - 5.1.1. 法律に基づき、正式に組織され、有効に存在し、良好な状態にある法人である。
 - 5.1.2. 現在行われている事業および本契約で想定されている事業を行うための完全な企業力と権限を有し、前記事業を適切に行うためにすべての政府機関から必要なすべてのライセンスと許可を取得している。
 - 5.1.3. 本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するための無制限の権利、権限、および権限を有し、本契約の締結および交付、または本契約で想定される行為の完了は、(i) 定款の規定に違反せず、(ii) 当事者となっている契約に違反、抵触、または不履行を構成せず、(iii) 実施権者に拘束力のある法律に違反しない。
 - 5.1.4. 技術の使用および関連する実施権者の事業の実施に関するすべての適用される法律、規制、条例、およびその他の要件を遵守する。
 - 5.1.5. 技術または知的財産権に損害を与えたり、悪用したり、評判を落とさな

い。

- 5.2. 実施権者は、実施許諾者、およびそれぞれの代理人、代表者、従業員、弁護士、相続人、および譲受人を、直接的または間接的に以下に起因、由来、関連、または接続するあらゆる請求、要求、損失、費用(実施許諾者が合理的に負担した弁護士費用を含む)、調査、損害、判決、罰則、およびあらゆる種類または性質の責任から、永遠に補償し、防御し、免責することに同意する。
 - 5.2.1. 実施権者および/またはその関連会社による技術の不正使用
 - 5.2.2. 実施権者および/またはその関連会社による義務、表明、保証、または約款の違反
 - 5.2.3. 技術の欠陥および/または固有の危険性、または個人または団体による使用
 - 5.2.4. 技術の設計、製造、流通、出荷、広告、宣伝、または販売、あるいは実施権者自身および/またはその関連会社による宣伝
 - 5.2.5. プライバシー権、パブリシティ権、またはその他の個人的または財産的権利の誹謗中傷または侵害
 - 5.2.6. 機密保持または営業秘密の規定または契約の違反
 - 5.2.7. デザイン、特許、プロセス、方法、またはデバイスの使用
 - 5.2.8. 本契約に基づき実施許諾者によってライセンスされていない知的財産権の侵害
 - 5.2.9. 連邦、州、または地方の適用法、またはその他の適用規制の不遵守
- 5.3. 実施権者は、(i) 第三者による知的財産権の侵害に当たる可能性のある使用または使用の提案、または(ii) 知的財産権が第三者の権利を侵害しているという申し立てに気づいたらすぐに、使用許諾者に速やかに通知し、これらの事項に関して他者にコメントや承認をすることはしない。別途合意がない限り、

- 5.3.1. 使用許諾者は、知的財産権の侵害または侵害の疑いに関するすべての請求を処理する。
- 5.3.2. 使用許諾者は、実施権者に対し、実施権者の単独の費用負担でそのような請求を防御するよう指示できる。
- 5.3.3. 使用許諾者は、任意で、実施権者の単独の費用負担で弁護士を雇い、そのような請求を防御できる。実施権者は、請求書の受領から[・]([・])営業日以内に支払うものとする。
- 5.3.4. 本契約に基づいて補償が行われるいかなる請求の和解も、使用許諾者の事前の書面による同意なしに、実施権者によって行われることはない。
- 5.3.5. 実施権者は、要請があれば、そのような請求に関して使用許諾者に全面的に協力する。

6. 期間と終了

- 6.1. 本契約は発効日に開始し、本第6条に従って早期に終了しない限り、期間中有効に存続する。
- 6.2. 使用許諾者は、利用可能な他の権利または救済手段に影響を与えることなく、実施権者に[・]([・])ヶ月以上の書面による終了通知を与えることで、本契約を終了する権利を有する。
- 6.3. 他の権利を損なうことなく、使用許諾者は、以下の場合、実施権者に書面で通知することにより、本契約を直ちに終了する権利を有する。
 - 6.3.1. 実施権者が本契約のいずれかの条項または規定に違反し、使用許諾者からの書面による通知から30日以内に是正しなかった場合。
 - 6.3.2. 実施権者が以前の不履行または違反を是正したかどうかにかかわらず、本契約のいずれかの条項または規定の二度目の違反。
 - 6.3.3. 実施権者が期限までに債務を支払うことができなくなった場合、または債権者の利益のために譲渡した場合、または管轄区域、国、または場所

の破産法または倒産法に基づく申立てを提出しまたは提出を許可した場合、または事業または財産のために管財人または受託者が選任された場合、または破産または倒産を宣告された場合。

6.3.4. 本契約の条件に従って技術が使用されていない場合。

6.3.5. 実施権者が、本契約に含まれる重要な条項、条件、合意、または約束を履行しなかった場合で、その違反が救済不可能な場合。

6.3.6. 実施権者によって本契約に関連して行われた表明または保証の重大な違反があり、実施権者がその書面による通知を受け取ってから[・]([・])営業日の期間、その不履行が継続している場合。

6.4. 実施権者は、使用許諾者に対して提起される可能性のある請求、要求、訴訟、判決、および/または法的措置を含むあらゆる訴訟、ならびにそれによって発生したまたはそれによる使用許諾者のすべての損失、損害、費用、および経費について、単独で責任を負い、使用許諾者に完全に補償する。

7. 満了または終了の効果

7.1. 本契約の満了または終了時に、本契約に基づいて実施権者に付与されたすべての権利は、自動的かつ直ちに使用許諾者に復帰する。

7.2. 終了または満了後直ちに、実施権者は技術の使用を中止し、その関連会社にも技術の使用を中止させるよう最大限の努力をする。

7.3. 各当事者は、終了後 30 日以内に、(i) 相手方当事者に属する機密情報のすべてのコピー(有形コピー、電子バックアップコピー、その他の無形コピーを含む)を返却するか、または(ii) 同一のものを破棄し、関連会社にも破棄させ、破棄後 10 日以内に相手方当事者に破棄の書面による確認を提供する。

7.4. 各当事者は、相手方当事者から取得した機密情報を、自己の取引を促進するため、または相手方当事者に損害を与えるために使用しないことを約束し、関連会社にも約束させる。ただし、当該情報が、最初に言及された当事者またはその関連会社の作為または不作為以外の理由で公知となっているか、またはその後公知となる場合はこの限りでない。

7.5. 終了前に存在する各当事者の権利と義務は、本契約の終了後も存続し、いずれの当事者もこれらの義務から免除または解放されない。

8. 機密情報

8.1. 各当事者は、相手方当事者に対し、当該相手方当事者のすべての機密情報(本契約の交渉、履行、またはその他の関連によりアクセスする可能性のある当該相手方当事者の商業情報を含む)を尊重し、機密を保持することを約束し(関連会社にも約束させる)、当該機密情報が第三者に漏洩または開示されないことを保証する(関連会社にも保証させる)。

8.2. 本契約の継続中および満了または終了(理由の如何を問わず)後、いずれの当事者も、秘密および機密を保持し、相手方当事者の事前の書面による同意なしに(そのような同意は不当に保留または遅延されない)、いかなる者にも開示、伝達、または漏洩せず、いかなる発表も行わず、いかなる方法でも漏洩または公表しないことを約束し(関連会社にも約束させる)。

8.3. 本契約第 8.1 項および第 8.2 項の一般性を損なうことなく：

8.3.1. 実施権者は、技術が実施許諾者の所有物であり、技術が機密情報であることに同意する。

8.3.2. 実施権者は、実施許諾者に属する技術およびその他の機密情報の所有権を保護するために、同様の性質の自己の情報保護に使用するのと同じ程度の注意と手段を使用することに同意するが、いずれの場合もすべての合理的な措置を下回らないものとする。

8.3.3. 各当事者は、相手方当事者の機密情報の全部または一部の配布、複製、複写、またはその他の方法による複製(本契約で別途規定されている場合を除く)は、本契約の重大な違反とみなされることを認める。また、

8.3.4. 実施許諾者は、本契約で実施権者に明示的に付与されていないすべての権利(知的財産権またはその他の権利を含むがこれらに限定されない)を留保する。

8.4. 第8条の規定にかかわらず：

8.4.1. 受信側(「**受信側**」)は、法律または適用規制により開示が義務付けられている場合、または関連データもしくは情報が受信側、その関連会社による過失以外の理由で公になった場合、もしくは当該開示が司法手続きのために必要とされる場合、または本契約を履行するために必要とされる場合、相手方(「**開示側**」)から受領したデータまたは情報の開示に関して、本第8条に違反しない。ただし、以下の条件を満たすものとする。

(i) 受信側は、開示側の機密情報の開示要求(召喚状、命令、要求に関連するその他の文書の写しを含む)を書面で開示側に通知し、開示側が機密情報の適切な保護を求める機会を十分に与える。

(ii) 受信側は、開示側が当該保護を求める際に合理的に協力する。また

(iii) 受信側は、いかなる場合も、法律で義務付けられている以上の機密情報を開示しない。また

8.4.2. 受信側は、開示側から受領したデータまたは情報の開示を受信側の専門アドバイザーに対して行った場合、本第8条に違反しない。

9. パートナーシップまたは代理関係の不存在

9.1. 本契約は、ライセンサーとライセンシーの間のパートナーシップ、代理関係、またはジョイントベンチャーを構成するものではなく、またそのように解釈されるものでもない。ライセンシーは、いかなる方法によってもライセンサーを義務付けたり拘束したりする権利を有さず、本契約のいかなる条項も第三者にいかなる種類の権利も付与するものではなく、またその意図もない。

10. サブライセンス

10.1. 本契約により付与されるライセンスは、ライセンシーに対して個人的なものであり、ライセンシーの行為または法律の運用によって譲渡することはできず、そのような譲渡の試みは無効となる。

10.2. ライセンシーは、サブライセンスを付与する権利を有しない。ライセンサーは、

本技術に関するサブライセンスを他者に付与するすべての権利を留保する。

- 10.3. 本契約は、ライセンサーの承継人および譲受人の利益のために効力を生じ、拘束力を有する。

11. 通知

- 11.1. 本契約に基づき通知を行う必要がある場合は、当該通知を行う当事者の役員または授權代理人によって署名され、電子メールで送信されるか、書留郵便または配達証明郵便で郵送されるか、相手方の下記住所に直接送付されるか、または翌日配達される書面による通知は、住所変更の通知が書面でなされない限り、有効かつ十分な通知とみなされる。

- 11.2. 本契約に基づく通知の送付先は、ライセンサーの住所および電子メールアドレスは以下のとおりとする。

住所：

メール：

宛名：

- 11.3. 本契約に基づく通知の送付先は、ライセンサーの住所および電子メールアドレスは以下のとおりとする。

住所：

メール：

宛先：

- 11.4. 通知または連絡は、(i) 通知または連絡が直接手渡された日、(ii) 通知または連絡が前払い済みの配達証明または書留郵便で送付されてから3日後、(iii) 通知または連絡が翌日配達便で送付されてから1営業日後、または(iv) 通知または連絡が電子的に送信された日(送信者が電子送信の確認を受信した場合に限る)に与えられたとみなす。

12. 不可抗力

- 12.1. ライセンサーは、ライセンサーのすべての従業員、管理職、役員、取締役、請負

業者が本契約の条件を遵守することに同意した。

12. 2. いずれの当事者も、(i) ストライキ、ブラックリスト、ボイコット、または制裁措置(発生原因を問わない)、(ii) 天災地変、公敵、法の権限、通商停止、検疫、暴動、反乱、または戦争、(iii) 原材料の入手不能、または(iv) その他の当事者の合理的な支配の及ばない事由など、合理的な支配の及ばない事象、状況、または原因によって履行の不履行が発生した場合、本契約に基づく義務の不履行について責任を負わない。
12. 3. いずれかの当事者が、本条に定める不測の事態の結果として[・] ([・])ヶ月以上にわたって義務を履行できない場合、いずれの当事者も本契約を解除することができ、当該解除により、各当事者は当該解除に基づく相手方に対する一切の責任を免除される。

13. 完全合意

13. 1. 本契約は、当事者間の完全な合意を含む。本契約に含まれる以外の表明、保証、約束、口頭またはその他の了解事項はない。

14. 変更

14. 1. 本契約の条件は、当事者による署名済みの明示的な書面による合意がない限り、修正、変更、放棄、解除、または終了することはできない。

15. 権利放棄の不存在

15. 1. 本契約に基づく違反または不履行について、いずれかの当事者による権利放棄は、その後発生する同種または類似の性質の違反または不履行についての当該当事者による権利放棄とはみなされない。

16. 分離可能性

16. 1. 本契約のいずれかの条項または一部条項が無効、違法、または執行不能であるか、またはそうなった場合、削除されたとみなされるが、本契約の残りの部分の有効性および執行可能性には影響しない。

16.2. 上記の第 16.1 項に基づき本契約のいずれかの条項または一部条項が削除されたとみなされる場合、当事者は、可能な限り元の条項の意図された商業的結果を達成する代替条項について誠実に協議するものとする。

17. 準拠法

17.1. 本契約、その有効性、解釈および効力、ならびに本契約に起因または関連する紛争または請求は、抵触法の原則に関係なく、香港の法律に準拠し、解釈される。

18. 紛争解決

18.1. 両当事者は、本契約またはその違反に起因または関連するあらゆる論争または請求を解決するための唯一の、必須の、かつ排他的なフォーラムは仲裁であることに同意する。

18.2. 本契約またはその違反に起因または関連する紛争、論争、または請求は、仲裁通知がこれらの規則に従って提出されたときに有効な香港国際仲裁センターの仲裁規則に基づいて仲裁に付託される。

18.3. 仲裁廷(「**廷**」)は1名の仲裁人で構成する。仲裁人はライセンサーが任命する。仲裁地は香港とし、仲裁に使用する言語は英語とする。

18.4. 廷が下した裁定は最終的なものであり、両当事者を拘束する。両当事者は、裁定に拘束され、それに従って行動することに同意する。

18.5. 廷による裁定は、管轄権を有する裁判所に提出できる。

18.6. 仲裁費用および仲裁裁定の執行費用(証人費用および合理的な弁護士費用を含む)は、仲裁裁定で別段の決定がない限り、敗訴当事者が負担する。

19. 副本

19.1. 本契約は、当事者によって任意の数の副本で作成できる。各副本は、作成および送達されると正本と同一の効力を有するが、すべての副本は合わせて1つの同一の契約を構成する。

[署名ページに続く]

以上の証として、両当事者は、上記の最初に記載された日付に本契約を締結した。

(「ライセンサー」)

(「ライセンシー」)

署名：
(会社印)

署名：
(会社印)

氏名：
日付：

氏名：
日付：

スケジュール 1

[技術に関する詳細]

サンプル契約#5：技術譲渡

本契約は、[・]年[月][日]（「発効日」）に締結される。

以下当事者間において：

3. [会社名]（[登記住所]）（「譲渡人」）、[]に設立および登記されている。

および

4. [会社名]（[登記住所]）（「譲受人」）、[]に設立および登記されている。

（それぞれ「当事者」、総称して「両当事者」）

以下のとおりである。

- A. 譲渡人は、**第一付属書類**に記載および/または記述されている知的財産、技術、およびソフトウェア資産（以下「**知的財産資産**」という）の所有者である。
- B. 譲渡人と譲受人は、知的財産資産に存在するすべての知的財産権、所有権、および利益（すべての著作権、意匠特許、商標、サービスマーク、前述のいずれかの出願、ノウハウ、オブジェクトコードおよびソースコード、ならびにその他類似の保護された権利を含む）（「**知的財産権**」）を、譲渡人から譲受人に完全に譲渡することに合意した。

よって、本契約は以下の通り証する。

1. 譲渡

- 1.1. 譲渡人は、HK\$[・]およびその他の有価約因（その受領および十分性を譲受人はここに認める）と引き換えに、すべての知的財産資産における知的財産権を、全世界における完全な権利、権原、および利益とともに、取消不能の条件で譲受人に譲渡する。知的財産資産には、システム、コンピュータプログラム（ダウンロード可能か否かを問わない）、コンピュータソフトウェア、文書およびコード（アセンブラ、アプレット、コンパイラ、ソースコード、ソースコードリスト、オブジェクトコード、データ（画像データおよび音声データを含む）、設計ツ

ル、ユーザーインターフェースを含む)、固定の有無、ソフトウェアが記録されたソフトウェアかを問わないあらゆる形式、情報、メッセージ、データ、コンピュータオペレーティングシステムまたはプログラム、コンピュータユーティリティソフトウェアおよびプログラム、記録されたコンピュータソフトウェアおよびプログラム、コンピュータユーティリティプログラム、ソースコード、知的財産資産を構成するプラットフォーム、知的財産資産から翻案された、または知的財産資産自体が翻案された可能性のあるその他すべての著作物、およびそれらに関するコモンローおよび制定法上の権利が含まれるが、これらに限定されない。また、あらゆる当事者に対して訴訟を起こし、あらゆる救済措置を得る権利も含まれる。

- 1.2. 本譲渡には、知的財産権に関する第三者に対する訴訟を提起する譲受人の権利が含まれる。これには、知的財産権の侵害、詐称通用、または知的財産権に存在する権利のその他の侵害に対する第三者に対する訴訟、および過去の損害に対する請求が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.3. 発効日以降、譲渡人は、譲受人による要請があれば、譲受人が本契約に含まれる許諾、譲渡、および譲渡を実行および完成させるため、または譲受人が本契約および本契約で想定される取引から完全な利益を得られるようにするために、無償で速やかに、譲受人の要請に応じて以下を行う。
 - 1.3.1. 知的財産資産に関する、譲渡人が所有するすべての記録、データ、またはその他の文書を譲受人に引き渡す。
 - 1.3.2. **第二付属文書**の著作権譲渡を含むがこれに限定されない、譲渡、ライセンス、同意、文書、または追加の譲渡証書を作成および交付する。
 - 1.3.3. その他の合理的な措置を講じ、その他の支援を提供し、その他の文書を実行する。
- 1.4. 上記を制限することなく、譲受人は、知的財産資産および知的財産権を使用、ライセンス供与、サブライセンス供与、二次的著作物の作成、およびその他の方法で使用および利用する独占的権利を有する。譲渡人は、譲渡人(またはその従業員、代理人、またはコンサルタント)が知的財産資産または知的財産権のいずれかに対して現在または将来有する可能性のある、著作者の識別権またはその後の変更の制限を含む、あらゆる人格権を放棄する。

2. 移転および引渡し

2.1. 発効日において、譲渡人は譲受人に以下を引き渡す。

2.1.1. 知的財産資産および利用可能な関連文書 [合意された媒体および方法]。

2.1.2. 譲受人に知的財産資産への完全かつ独占的なアクセス権を与えるための、すべてのユーザー名とパスワード(該当する場合)。

2.1.3. 譲受人によって副署される、**第二付属文書**に記載されている原本の署名済み著作権譲渡。

2.2. 譲受人は、有効日以前または有効日に発生した知的財産資産に関する一切の責任を、かかる責任が有効日後に確定または主張されるかどうかにかかわらず、負わないことに両当事者は同意する。

3. 表明および保証

3.1. 譲渡人は、以下を表明および保証する。

3.1.1. 本契約を締結し、本契約で想定される権利を譲受人に譲渡する権利、権限、権限を有する。

3.1.2. 各知的財産資産はオリジナル作品であり、他の作品から全部または実質的にコピーされたものではない。

3.1.3. 各知的財産資産には、担保権や抵当権などの負担がない。

3.1.4. 本契約により譲渡される権利について、いかなる第三者にも譲渡またはライセンスを付与していない。

3.1.5. すべての重要な時点で、知的財産権の最初の所有者かつ独占的所有者である。

- 3.1.6. 知的財産資産および知的財産権は、第三者の知的財産権を侵害しない。
- 3.1.7. 知的財産権を無効または執行不能にするような事実または状況を認識していない。
- 3.1.8. 知的財産資産および知的財産権に関して、係争中、または譲渡人が認識している限りにおいて、譲渡人に対して提起された訴訟、請求、手続き、または調査はなく、また、その合理的な根拠もない。
- 3.1.9. 譲渡人が認識している限りにおいて、知的財産資産および知的財産権を侵害または不正使用する者または団体はない。

4. 補償

- 4.1. 譲渡人は、上記第 3 項に定める表明または保証の違反となる、または違反と主張される違反(それが真実であれば譲渡人による違反となる)に起因または関連するすべての損害、損失、費用、責任、および経費(合理的な弁護士費用を含む)について、譲受人およびその役員、取締役、従業員を補償し、免責する。
- 4.2. 第 4.1 項に基づく譲渡人の譲受人に対する補償義務は、譲受人が以下のことを条件とする。
 - 4.2.1. 第三者からの請求について譲渡人に書面で通知すること。
 - 4.2.2. かかる請求または訴訟の防御および/または和解のために、譲渡人に適切かつ完全な情報と合理的な支援を提供すること。
- 4.3. 譲受人が、知的財産資産および/または知的財産権が第三者の知的財産権を侵害するという請求の通知を受けた場合、または譲受人がそのような請求が発生する可能性があるとは合理的に信じる場合、譲受人は譲渡人に通知する。前述の場合、または譲渡人がそのような請求が発生する可能性があるとは合理的に信じる場合、譲渡人は、譲受人の書面による同意を得て、(i) 譲受人が本契約に基づき付与された知的財産資産および知的財産権に関する権利を行使し続ける権利を譲受人に取得するか、または(ii) 譲受人に実質的に同等の機能を備えた代替の非侵害技術を提供する。

4.4. 譲渡人は、以下に起因または関連する請求または損害については、本契約に基づく責任を負わない。

4.4.1. 譲渡人以外の者による知的財産資産の変更。ただし、かかる変更がなければかかる侵害が発生しなかった場合に限る。または

4.4.2. 譲渡人が本契約に基づき知的財産資産を、譲渡人以外が提供するソフトウェア、ハードウェア、その他の技術または素材と組み合わせた結果、組み合わせがなければ発生しなかったであろう侵害または不正使用

5. 承継人および譲受人

5.1. 本譲渡契約は、各当事者のそれぞれの承継人、人格代表者、および許可された譲受人(該当する場合)を拘束し、その利益のために効力を有する。

6. 通知

6.1. 本契約に基づく通知は書面で行われ、本契約の最初のページに記載されている当事者の住所に送付される。通知は、(i) 郵便: 投函後2営業日、および(ii) 手渡し: 配達時に、行われたとみなされ、受領されたとみなされる。

7. 準拠法および裁判管轄

7.1. 本譲渡契約は香港の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本契約の当事者は香港の裁判所の専属管轄権に服する。

[このページの残りは意図的に空白になっています。]

以上の証として、本契約の当事者は、上記の最初の日の本譲渡契約を正式に締結した。

[譲渡人名]が署名)
)
[譲渡人名]の取締役/授権署名者(取締役会の)
決議により正式に授権)が、[譲渡人名]のため)
に、かつ[譲渡人名]を代表して署名。その署名)
は、以下によって/以下の前で検証される。)
)
) _____

証人の署名 : _____

証人の名前 : _____

[譲受人名] が署名)
)
取締役/授権署名者 (取締役会の決議により正)
式に授権) [譲受人名] (記名者は/立ち会い)
のもと検証済み):)
)
)
) _____

証人の署名 : _____

証人の名前 : _____

第一付属書類
(上記「知的財産資産」)

番号	説明	作者名	作成日
1.	[関連する技術/ソフトウェア/知的財産資産の詳細を挿入]		
2.	[関連する技術/ソフトウェア/知的財産資産の詳細を挿入]		
3.	[関連する技術/ソフトウェア/知的財産資産の詳細を挿入]		

第二付属書類
著作権譲渡契約

本著作権譲渡契約は[月] [年] [日]に締結された。

[譲渡人の名前] (以下「譲渡人」)は、[登録住所]に主たる事業所を有する[・]法人であり、その受領をここに認める対価と引き換えに、[譲受人の名前] (以下「譲受人」)は、[登録住所]に主たる事業所を有する[・]法人であり、以下の表に記載されている知的財産資産のすべての権利(すべてのソフトウェア著作権を含む)、権原、および利益を、全世界において譲渡する。

番号	説明	作者名	作成日
1.	[関連する技術/ソフトウェア/知的財産資産の詳細を挿入]		
2.	[関連する技術/ソフトウェア/知的財産資産の詳細を挿入]		

本譲渡は、譲渡人と譲受人との間の[日付][年]付のソフトウェア譲渡契約に基づいて行われ、そのすべての条項に従う。

本契約は、署名日から有効となる。

譲渡人
[譲渡人の名前]

譲受人
[譲受人の名前]

日付 :

日付 :

サンプル契約#6：AI およびソフトウェアの使用契約

(この例は、オンラインプラットフォーム上で、サブスクリプションベースでソフトウェアおよびAI サービスを使用するための契約に関するものです。)

本契約は、[年] [月] [・]日に締結された。

以下当事者間において

- (1) 登録事務所を[ライセンサーの登録住所]に置く[ライセンサーの名称]（「**プロバイダ**」）と、
- (2) 登録事務所を[ライセンシーの登録住所]に置く[ライセンシーの名称]（事業者登録番号：[・]）（「**顧客**」）

プロバイダと顧客は、本契約において総称して「**両当事者**」と呼ばれる。

前提

- A. プロバイダは、ユーザーが[目的を定義する]ことを可能にする人工知能（「**AI**」）ソフトウェア・アズ・ア・サービス・プラットフォームを開発および運営している。
- B. 顧客は、以下に定義するプラットフォームにアクセスして使用することを希望し、プロバイダは、以下に定める条件に従ってプラットフォームを提供することに同意する。

したがって、以下に定める相互の誓約、条件、および条項を考慮し、その他の正当かつ貴重な対価を考慮して、ここに以下のとおり合意する。

1. 定義と解釈

- 1.1. 本契約において、以下の表現は、文脈上他に要求されない限り、以下の意味を有する。

「**認定ユーザー**」 本契約に記載されている目的のために、プラットフォームにアクセスして使用することを顧客によって承認され

た顧客のすべての自然人(従業員)を意味する。

「発効日」 本契約の日付をいう。

「知的財産権」 現在知られているか将来創造されるかにかかわらず、世界のあらゆる地域に存在する、営業権、評判、機密情報に関する権利、著作権、商標、ロゴ、サービスマーク、デバイス計画、モデル、図表、仕様書、ソースコードおよびオブジェクトコード資料、データおよびプロセス、意匠権、特許、ノウハウ、企業秘密、発明、外装、データベース権(登録済みか未登録かにかかわらず)、またはこれらの権利の保護のための登録、およびそのすべての更新および延長を含むがこれらに限定されない、すべての既得の偶発的および将来の知的財産権を意味する。

「注文書」 別表1に記載されている注文書を意味する。

「プラットフォーム サービス」 [プラットフォームの説明またはリンクを挿入] を指す。

注文書に詳述されている通り、顧客へのプラットフォームの提供を指す。

1.2. 本契約において、特に指定のない限り：

(c) 条項、スケジュール、および段落の見出しは、本契約の解釈に影響を与えない。

(d) スケジュールは本契約の一部を構成し、本契約の本文に完全に記載されているかのように効力を有する。本契約への言及には、スケジュールが含まれる。

1.3. 制定法または法定文書またはそれらの規定への言及は、発効日以降に修正または再制定された、またはされる可能性のある、当該制定法または法定文書または当該規定への言及として解釈される。

- 1.4. この第 1 条で定義された用語の文法的な異形は、それに対応する意味を持つ。そして
- 1.5. 以下への言及：
 - (d) 「承認」または「同意」は、関係当事者の書面による事前の承認または同意を意味する。
 - (e) 「通知」とは、第 15 条で定義されている書面による通知を意味する。
 - (f) 「第三者」とは、当事者またはそれぞれの関連会社以外の者を意味する。

2. ライセンスの付与

- 2.1. プロバイダは、本契約の期間中、本契約に基づき、有効日から、プラットフォームを使用するための非独占的ライセンスを顧客に付与する。

3. 表明および保証

- 3.1. 各当事者は、以下を表明、保証、および同意する。
 - 3.1.1. 本契約を締結するための完全な法的権限と権限を有し、本契約に基づく義務を履行、提供、および遂行するために必要なすべての措置を講じた（または講じる）。
 - 3.1.2. 本契約に基づく履行は拘束力のある義務であり、自らが当事者である他の契約、文書、または義務と矛盾したり、違反したりするものではなく、適用法、裁判所命令、または政府規制にも違反しない。
- 3.2. プロバイダは、プラットフォームと顧客の機器との互換性、適合性、またはパフォーマンスに関して一切保証しない。さらに、プロバイダは、顧客がプラットフォームの使用から得られる結果に関して、商品性、特定目的への適合性、または非侵害性の黙示的保証を含め、明示的または黙示的な保証を一切否認する。プラットフォームは「現状有姿」および「提供可能な範囲」で提供される。
- 3.3. 法律により黙示されるすべての保証、条件、およびその他の条項は、制定法によ

るか否かにかかわらず、明示的に否認される。

4. 顧客の義務

4.1. 顧客は以下を行うものとする。

4.1.1. 顧客がサービスを受け、プロバイダがサービスを提供し、本契約に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、許可、法的小よび規制上の承認、同意、および許可を確保および維持する。

4.1.2. プロバイダに提供されるすべての情報が、サービスの適切な提供のために正確、完全、かつ十分であることを保証する。

4.1.3. プロバイダの知的財産権に関連する評判または信用を弱体化、損傷、または害する可能性のある行為、不作為、または許可を控える。

4.1.4. 本契約の正確性と遵守を確保するために、承認済みユーザー情報を定期的に確認および更新する。

4.1.5. 本契約に記載されているすべての使用权、制限、および制約を遵守する。

4.1.6. 適用されるすべての法律およびプロバイダの必須ポリシーを遵守する。
また

4.1.7. 要求に応じて、顧客が本契約の条件を完全に遵守していることを証明する。

5. プラットフォームの提供と使用

5.1. 顧客は以下を認め、同意する。

5.1.1. プロバイダは、プラットフォームが中断なく、タイムリーに、安全に、エラーなしで、またはウイルス、脆弱性、またはその他の悪意のあるソフトウェアなしで動作することを保証しない。プロバイダまたはプラットフォームを通じて取得した情報またはアドバイスは、本契約に明示的に記載されていない保証を作成しない。

- 5.1.2. 顧客がプラットフォームに不満がある場合、顧客の唯一かつ排他的な救済策は、プラットフォームの使用を中止することである。また
- 5.1.3. プラットフォームが第三者によって提供される他のウェブサイトやリソースへのリンクを含む場合、それらのサイトとリソースは情報提供のみを目的として提供される。そのようなウェブサイトおよびそこに含まれるコンテンツはプロバイダによって推奨されるものではなく、プロバイダはそれらのコンテンツを管理しない。
- 5.2. 顧客は、プロバイダがプラットフォームまたはその関連機器およびシステムのメンテナンスを随時実施する必要があることを認める。プロバイダは顧客に事前に通知を行い、中断を最小限に抑えるよう合理的な努力をするが、顧客は継続的な可用性を保証できないことを理解する。顧客は、中断またはメンテナンス活動による料金の割引、払い戻しまたは返金を受ける権利を有しない。
- 5.3. プロバイダは、以下の場合、責任を負うことなく、顧客のプラットフォームへのアクセスを一時停止または制限する権利を留保する。
 - 5.3.1. 顧客が本契約またはプロバイダのポリシーに違反している場合。および/または
 - 5.3.2. 顧客のアカウントまたはプラットフォームの使用に関連して、ウイルス、脆弱性、マルウェア、またはその他の有害なソフトウェアの合理的な疑いまたは検出がある場合。
- 5.4. 本契約で明示的に許可されている場合を除き、顧客は、以下の行為を行ってはならず、また、承認ユーザーまたは第三者に行わせてはならない。
 - 5.4.1. プラットフォームの全部または一部を複製、変更、改変、修正、調整、抽出、再利用、悪用、翻訳、再コンパイル、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、配布、他のデータとの混合、または派生物の作成を行うこと。
 - 5.4.2. プロバイダの事前の書面による同意なしに、プラットフォームまたはその上に含まれるコンテンツを、形式や媒体を問わず、共有、再配布、販

売、サブライセンス、レンタル、リース、貸与、保管、またはその他の方法で利用可能にすること(無料を含む)。

- 5.4.3. 破損している、ウイルスまたは脆弱性を含む、なりすまし、攻撃、誹謗中傷、いずれかの当事者の評判または信用を損なう、サービスを中断する、他の顧客の使用を制限する、または違法、有害、名誉毀損、わいせつ、権利侵害、またはその他の好ましくない資料をプラットフォームに投稿、アクセス、保存、配布、送信、またはアップロードすること。
- 5.4.4. プラットフォームに含まれる著作権またはその他の所有権に関する通知を削除または隠蔽すること。
- 5.4.5. アカウントの制限または管理を回避することを意図した方法、または適用法、第三者のプライバシー権、または知的財産権に違反する方法でプラットフォームにアクセスまたは使用すること。
- 5.4.6. 開発目的で、またはプラットフォームと相互作用し、干渉し、またはプラットフォームのパフォーマンスまたは整合性を歪めるアプリケーション、ソフトウェア、またはテクノロジーを作成するためにプラットフォームを使用すること。
- 5.4.7. プラットフォームまたはそのコンテンツの機能、機能、またはグラフィカル属性と競合または複製する方法で、プラットフォームまたはそのコンテンツの一部をキャッシュ、保存、またはその他の方法で利用すること。
- 5.4.8. プロバイダの事前の書面による同意なしに、プラットフォームのテストまたはパフォーマンス評価を実施すること。
- 5.4.9. プロバイダまたはプラットフォームの評判を損なう可能性のある行為を行うこと。
- 5.4.10. 悪意のあるコードまたは違法な資料を送信するためにプラットフォームを使用すること、または本契約に矛盾する方法でプラットフォームを使用すること。

5. 4. 11. プロバイダの事前の書面による同意なしに、プラットフォームまたはその一部を他の機器、ネットワーク、またはソフトウェアと共有、変更、インターフェース、コピー、ブロードキャスト、複製、移植、またはルーティングすること。および
5. 4. 12. 本契約で明示的に許可されている以外の目的でプラットフォームを使用すること。
5. 5. プロバイダは、プラットフォームの全体的な機能を著しく低下させない限り、事前の通知なしに、独自の裁量で、サービスおよび/またはプラットフォームを変更する権利を留保する。

6. 知的財産権

6. 1. 顧客がアップロード、提出、またはその他の方法で提供するデータ、資料、およびコンテンツ(「顧客データ」)におけるすべての知的財産権は、顧客の独占的財産として残る。
6. 2. プロバイダは、本契約期間中、顧客の内部事業運営のためだけに、プラットフォームにアクセスして使用するための非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスを顧客に付与する。
6. 3. 顧客は、顧客の指示および適用されるプライバシーポリシーに従い、サービスの提供および改善のみを目的として、顧客データを使用、処理、および保存するための限定的、非独占的ライセンスをプロバイダに付与する。
6. 4. プラットフォームに統合されているサードパーティのソフトウェアまたはコンポーネントは、独自のライセンス条項の対象となり、プロバイダは、サードパーティのライセンサーが明示的に提供するもの以外に、そのような資料における権利の追加付与を行わない。
6. 5. サービスに関して顧客が提供するフィードバック、提案、または推奨事項は、機密情報ではないとみなされ、顧客に対する義務なしに、そのようなフィードバックを使用、変更、およびサービスに組み込むための永続的、取消不能、世界的、ロイヤリティフリーのライセンスとしてプロバイダに付与される。

- 6.6. このセクション 6 に基づく権利と義務は、本契約の終了または満了後も存続する。

7. 料金と支払い

- 7.1. サービスの対価として、顧客は注文書に記載されている請求プロセスに従ってプロバイダに料金(「料金」)を支払う。本契約に基づいて支払われる金額には、政府またはその他の当局が随時課す売上税(または同様の税金)、関税、料金、および課徴金は含まれず、これらは法律で定められた方法および税率で料金に加えて顧客が支払うものとする。
- 7.2. 本契約に基づき顧客がプロバイダに支払うべきすべての異議のない支払いは、相殺、控除、または源泉徴収なしに全額支払われるものとする。これには、特に、反訴が含まれるが、これに限定されない。
- 7.3. 注文書に別段の定めがない限り、正当な異議の対象ではない各請求書は、請求書の日付から 30 日以内に顧客が支払うものとする。明確にするために、顧客がプロバイダに料金を支払うための時間は不可欠である。すべての支払いは、プロバイダが随時指定する銀行口座への電信送金により、香港ドルで決済資金で行われるものとする。
- 7.4. 請求金額に関して意見の相違または紛争が発生した場合、当事者は友好的な解決に達するために合理的な努力をすることに同意する。当事者間で書面で相互に合意された調整は、プロバイダが修正請求書に反映し、顧客が支払義務を履行できるようにする。受領後 10 暦日以内に、裏付けとなる文書とともに書面で異議申し立てがない請求書は、無条件で承認されたとみなされる。

8. 機密保持

- 8.1. 本契約において、「機密情報」とは、一方の当事者から他方の当事者に本契約に基づき秘密裏に開示されたすべての情報および/または資料であって、機密または専有としてマークされているもの、または口頭で開示された場合は、開示日から 15 日以内に書面化され、受領当事者に機密としてマークされて送付されたものをいう。
- 8.2. 機密情報には、(i) 開示時に公知であった情報、(ii) 開示当事者の事前の書面

による承認を得て開示された情報、(iii) 受領当事者が、開示当事者以外の情報開示を禁じられていない情報源から、非機密ベースで知った情報、(iv) 受領当事者が独自に開発した情報、または (v) 政府または裁判所の命令に従って開示された情報は含まれない。

8.3. 受領当事者は、本契約の期間中および完了または終了後 3 年間、機密情報を秘密に保持し、両当事者は本契約の目的のためにのみ機密情報を使用する。

8.4. 受領当事者は、以下を行うものとする。

8.4.1. 開示当事者の機密情報を、少なくとも受領当事者が自身の機密情報を保護するのと同じ程度の注意をもって保護し、保管する。ただし、いかなる場合も商業的に合理的な程度の注意を下回ってはならない。

8.4.2. 開示当事者の機密情報を、本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で使用しない、またはアクセスもしくは使用を許可しない。

8.4.3. 当該機密情報をいかなる個人または団体にも開示しない。ただし、サービスの履行を促進するために知る必要のある役員、従業員、コンサルタント、および代理人に対しては、当該者が本契約に含まれるものと同程度に制限的な条件に拘束されることに同意することを条件として、開示することができる。

8.5. 第 8 条に定める機密保持および不使用の義務にかかわらず、受領当事者は、適用法、裁判所命令、または政府規制を遵守するために開示が必要な開示当事者の機密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、当該開示について開示当事者に事前に書面で通知し、当該開示を回避および/または最小限にするために合理的かつ合法的な措置を講じるものとする。事前の書面による通知は、開示当事者が当該開示に異議を申し立てたり、開示が必要な情報の機密性を保護したりするための保護命令またはその他の救済を求めることができるように、合理的に可能な限り速やかに行われなければならない。

9. 責任の制限

9.1. 顧客は、本契約に基づき、プラットフォームのすべての認定ユーザーのすべての行為および不作為について責任を負う。

9. 2. 本契約のいかなる規定も、いずれかの当事者またはその役員、従業員、コンサルタント、および代理人の過失に起因する死亡または人身傷害、あるいは詐欺、不正な不実表示、重大な過失、故意の不正行為、または法律によって制限できないその他の責任について、責任を制限または排除するものではない。
9. 3. いかなる場合も、当事者は、発生原因の如何を問わず(契約違反、過失を含む不法行為、法定義務違反その他から生じるか否かを問わず)、間接的損害、結果的損害、または特別損害(利益の損失、事業の損失、または営業権の損失を含むがこれらに限定されない)について、たとえそのような損失が予見可能であった場合、または当事者がそのような損害の可能性について知らされていた場合でも、責任を負わない。
9. 4. 法律で認められる範囲で、かつ上記の第 9. 2 項および第 9. 3 項に従い、各当事者の責任の総額は、責任発生最初の事由の直前の 12 ヶ月間に顧客が当該サービスに対してプロバイダに支払った料金の総額に制限される。

10. 期間

10. 1. 本契約は、発効日から[・]年間効力を有し、本契約に定める場合を除き、早期に終了しない。
10. 2. 最初の期間満了後、本契約は、いずれかの当事者が、当該期間の終了の少なくとも[・]日前までに更新しない旨の書面による通知を行わない限り、[月次/年次]で自動的に更新される。
10. 3. 疑義を避けるため、最初の期間と本第 10 条に基づく更新期間は、まとめて「期間」とみなす。

11. 終了

11. 1. いずれの当事者も、[・]日前の書面による通知により、理由なく本契約を終了できる。
11. 2. いずれの当事者も、相手方当事者が以下の場合、書面による通知により、本契約または注文書を直ちに終了できる。

- 11.2.1. 本契約に重大な違反をし、かつ当該違反を是正できず、または是正可能な違反である場合、違反の書面による通知を受けてから[・]日以内に当該違反を是正しない場合
- 11.2.2. 支払不能となり、または一般的に債務が満期になったときに支払うことができない場合
- 11.2.3. 自発的または非自発的な破産の申立てを行い、または行われ、もしくは国内または海外の破産法または倒産法に基づく手続きの対象となる場合
- 11.2.4. 債権者の利益のために、一般的譲渡を行う、または行おうとする場合
- 11.2.5. 管轄裁判所の命令により、財産または事業のかなりの部分を管理または売却するために、管財人、受託者、保管者、または類似の代理人を申請する、または任命されている場合
- 11.2.6. 解散または清算される場合
- 11.3. 本契約の満了または終了は、(i)当該満了または終了後も存続することが意図され、かつ(ii)当該満了または終了前に当事者によって発生した権利または義務に影響を与えない。
- 11.4. 何らかの理由で本契約が満了または終了した場合、各当事者は速やかに以下を行う。
 - 11.4.1. 相手方当事者の機密情報を含む、反映する、組み込む、または基づくすべての文書および有形物(コピーを含む)を相手方当事者に返却するか、または相手方当事者の選択により、直ちに破棄する。
 - 11.4.2. コンピュータシステムから相手方当事者のすべての機密情報を永久に消去する(適用法に基づき保持する必要があるコピーを除く)。
 - 11.4.3. これらの要件を遵守したことを相手方当事者に書面で証明する。

11.5. 本契約の満了または終了時に際し：

- 11.5.1. サービスは直ちに停止する。
- 11.5.2. 顧客とその認定ユーザーは、プラットフォームの使用を直ちに停止する。
- 11.5.3. プロバイダが顧客に付与したすべてのライセンスは終了する。
- 11.5.4. プロバイダは、サービスに関連して発生したが、まだ請求または顧客によって支払われていない料金を請求する権利を有し、顧客はその料金を支払う。
- 11.5.5. 本契約の満了または終了後も有効であることを明示的または黙示的に意図した条項は、引き続き有効とする。
- 11.5.6. その他すべての権利と義務は、終了または満了日より前に発生した権利、義務、請求(違反による損害賠償請求を含む)、または責任を損なうことなく、直ちに消滅する。

12. 人工知能

- 12.1. 本契約において、「AI 技術」とは、機械学習、深層学習、およびその他のあらゆる人工知能技術を意味し、統計的学習アルゴリズム、モデル(大規模言語モデルを含む)、ニューラルネットワーク、およびその他の人工知能ツールまたは方法論、前述のいずれかのすべてのソフトウェア実装、およびユーザー提供のプロンプトに基づいて様々な種類のコンテンツ(テキスト、画像、ビデオ、オーディオ、またはコンピュータコードを含む)を生成できる関連ハードウェアまたは機器を含む。
- 12.2. 本契約において、「トレーニングデータ」とは、顧客データを除き、AI 技術のトレーニング、検証、テスト、再トレーニング、または改善に使用されるあらゆる情報、データ、資料、テキスト、プロンプト、画像、およびその他のコンテンツを意味する。

- 12.3. プロバイダは、AI 技術の倫理的、信頼できる、責任ある使用、実装、および提供に関するポリシーと手順を実施しており、それに実質的に準拠している。これには以下が含まれる：
- 12.3.1. 透明性、説明責任、安全性、セキュリティ、公平性、正確性、妥当性、信頼性、および人間による解釈可能性を促進する方法で AI 技術を開発、実装、および提供すること。
 - 12.3.2. トレーニングデータとサービスにおけるバイアスを特定し、軽減すること。さらに、プロバイダの経営陣は、AI 技術の開発、実装、および提供を含む、トレーニングデータの収集と使用を監督および承認する。
- 12.4. プロバイダは、プロバイダの AI 技術の開発、実装、および提供に適用されるすべての法律を遵守していることを確認する。
- 12.5. プロバイダは、AI 生成出力がエラー、バイアス、または不正確さを含まないことを保証しない。AI 技術によって生成されたすべてのコンテンツは、商品性、特定の目的への適合性、または非侵害の保証を含む、明示的または黙示的な保証なしに「現状のまま」提供される。顧客は、AI 生成コンテンツを確認する責任があることを認め、プロバイダはその使用に起因または関連する損害について責任を負わない。
- 12.6. プロバイダは、基盤となる AI 技術のすべての権利を保持する。書面による別段の合意がない限り、AI 技術によって生成されたコンテンツはプロバイダの所有物であり続け、顧客は社内業務目的でのみ当該コンテンツを使用するための限定的なライセンスのみを受ける。プロバイダは、AI 生成コンテンツがオリジナルであること、または侵害がないことを保証せず、顧客はその適切な使用を保証する責任がある。
- 12.7. プロバイダは、進化する法的基準と業界のベストプラクティスに準拠するために、AI ポリシーと手順を定期的に見直し、更新する。プロバイダは、サービスを著しく劣化させないことを条件として、独自の裁量で AI テクノロジーと関連ポリシーを変更する権利を留保する。
- 12.8. 顧客は、重要な意思決定のために AI 生成出力に依存する前に、それを見直すようにアドバイスされる。プロバイダは、顧客が意図した目的のためのそのような

コンテンツの正確性と適合性を検証するために、適切な人間の監督を行うことを推奨する。

13. パートナーシップまたは代理関係なし

- 13.1. 本契約は、プロバイダと顧客の間のパートナーシップ、代理関係、または合併事業を構成するものではなく、また構成するものと解釈されないものとする。顧客は、いかなる方法によってもプロバイダに義務を負わせたり拘束したりする権利を有さず、本書に含まれるいかなるものも第三者にいかなる種類の権利も付与するものではなく、また付与することを意図するものでもない。

14. サブライセンス

- 14.1. 本書によって付与されるライセンスは、顧客個人に帰属し、顧客の行為または法律の運用によって譲渡することはできず、そのような譲渡の試みは無効となる。
- 14.2. 顧客は、サブライセンスを付与する権利を有さない。プロバイダは、サービスに関して他者にサブライセンスを付与するすべての権利を留保する。
- 14.3. 本契約は、プロバイダの承継人および譲受人の利益のために効力を持ち、それらを拘束する。

15. 通知

- 15.1. 本契約に基づき通知を行う必要がある場合は、当該通知を行う当事者の役員または授権代理人によって署名され、電子メールで送信されるか、書留郵便または配達証明郵便で郵送されるか、相手方の下記住所に直接送付されるか、または翌日配送される書面による通知は、住所変更の通知が書面でなされない限り、有効かつ十分な通知とみなされる。
- 15.2. 本契約に基づく通知の送達のため、プロバイダの住所と電子メールアドレスは次のとおりである。

住所：

メール：

宛名：

- 15.3. 本契約に基づく通知の送達のため、顧客の住所と電子メールアドレスは次のとおりである。

住所：

メール：

宛先：

- 15.4. そのような通知または連絡は、(i)通知または連絡が個人的に配達された日、(ii)通知または連絡が前払い済みの認証または書留郵便で送付されてから3日後、(iii)通知または連絡が翌日配達便で送付されてから1営業日後、または(iv)送信者が電子送信の確認を受信した場合、通知または連絡が電子的に送信された日に行われたとみなされる。

16. 不可抗力

- 16.1. (i) ストライキ、ブラックリスト、ボイコット、または制裁（発生原因を問わない）、(ii) 天災地変、公敵、法の権限、通商停止、検疫、暴動、反乱、または戦争、(iii) 原材料の入手不能、または (iv) その他それぞれの当事者の合理的な支配を超える事由など、当事者の合理的な支配を超える事象、状況、または原因によって履行不能となった場合、いずれの当事者も本契約に基づく義務の不履行について責任を負わない。
- 16.2. いずれかの当事者が、本条に定めるいずれかの不測の事態の結果として [・] ([・]) ヶ月以上の期間、義務を履行できない場合、いずれの当事者も本契約を終了することができ、その終了により、各当事者は、当該終了に基づく相手方に対する一切の責任を免れる。

17. 完全合意

- 17.1. 本契約は、両当事者の完全な合意を構成する。本契約に含まれるものを除き、口頭であるか否かを問わず、表明、保証、約束、契約上の了解事項はない。

18. 変更と権利放棄の不存在

- 18.1. 本契約の条件は、本契約当事者が署名した書面による明示的な合意によっての

み、修正、変更、放棄、解除、または終了することができる。

- 18.2. いずれかの当事者による本契約に基づく違反または不履行の放棄は、当該当事者による後日発生する同種または類似の違反または不履行の放棄とはみなされない。

19. 可分性

- 19.1. 本契約のいずれかの条項または一部条項が無効、違法、または執行不能であるか、またはそうなった場合、削除されたとみなされるが、本契約の残りの部分の有効性および執行可能性には影響しない。
- 19.2. 上記の第 19.1 項に基づき本契約のいずれかの条項または一部条項が無効とみなされる場合、両当事者は、可能な限り元の条項の意図した商業的結果を達成する代替条項について誠実に協議するものとする。

20. 準拠法

- 20.1. 本契約、その有効性、解釈および効力、ならびに本契約に起因または関連する紛争または請求は、抵触法の原則に言及することなく、香港の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
- 20.2. 本契約のいかなる条項も、いずれかの国またはその政治的下部組織の法律に反することを意図するものではない。本契約に定めるいずれかの項、または特定の条件が、管轄権を有する裁判所によって執行不能と判断された場合、当該項または特定の条件は、当該裁判所の管轄区域内で必要な範囲で修正されたとみなされ、本契約は、当該管轄区域内ではそれ以外の点で完全に効力を持ち、他の管轄区域では完全に効力を持ち続けるものとする。

21. 紛争解決

- 21.1. 両当事者は、本契約またはその違反に起因または関連する論争または請求を解決するための唯一の、必須の、かつ排他的なフォーラムは仲裁であることに同意する。
- 21.2. 本契約またはその違反に起因または関連する紛争、論争、または請求は、仲裁通

知が本規則に従って提出された時点で有効な香港国際仲裁センターの仲裁規則に基づき、仲裁に付託されるものとする。

- 21.3. 仲裁廷(「廷」)は1名の仲裁人で構成する。仲裁人はライセンサーが任命する。仲裁地は香港とし、仲裁に使用する言語は英語とする。
- 21.4. 廷が下した裁定は最終的なものであり、両当事者を拘束する。両当事者は、裁定に拘束され、それに従って行動することに同意する。
- 21.5. 廷による裁定は、管轄権を有する裁判所に提出できる。
- 21.6. 仲裁費用および仲裁裁定の執行費用(証人費用および合理的な弁護士費用を含む)は、仲裁裁定で別段の決定がない限り、敗訴当事者が負担する。

22. 副本

- 22.1. 本契約は、当事者によって任意の数の副本で作成できる。各副本は、作成および送達されると正本と同一の効力を有するが、すべての副本は合わせて1つの同一の契約を構成する。

[署名ページに続く]

以上の証として、両当事者は、上記の最初に記載された日付に本契約を締結した。

(「提供者」)

(「顧客」)

署名：
(会社印)

署名：
(会社印)

氏名：
日付：

氏名：
日付：

スケジュール 1
注文書

[特許庁委託事業]
香港知財取引調査（技術取引・共同研究編）

2025年9月
禁無断転載

[調査受託]
ONC Lawyers

独立行政法人 日本貿易振興機構
香港事務所
(知的財産部)